

庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成30年 3月 27日

案件名	城山総合事務所周辺公共施設再編方針について													
所管	緑	局		部	区政策	課	担当者		内線					
	企画財政	局	企画	部	経営監理	課	担当者		内線					
概要	城山総合事務所周辺の公共施設について、機能の集約化による利用しやすい窓口サービスと市民活動スペースの提供を目指すもの。併せて施設総量の削減を図ることで、将来にわたり持続可能な公共サービスの実現を目指すため、城山総合事務所周辺公共施設再編方針を策定するもの。													
審議内容(論点)	城山総合事務所周辺公共施設再編方針(案)について 全体事業費について 事業スケジュールについて													
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び実施計画事業名		施策49 行政サービス提供体制の充実 城山総合事務所周辺の公共施設再編の推進										
審議(希望)日	関係課長会議	平成30	年	2	月	13	日	政策調整会議	平成30	年	3	月	26	日
	局・区経営会議		年		月		日	政策会議	平成30	年	3	月	28	日
日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期				報道への情報提供			資料提供				
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供			部会	平成30年6月					
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等			なし								
検討経過等	関係部局との調整	関係部局名等			調整項目			調整状況						
		下記検討経過のとおり												
	打合せ・会議の経過													
		月	日	会議名等			内容							
		H23.9.27	~	25.3.19	城山地区まちづくり会議施設有効利用部会(14回)			総合事務所及び城山保健福祉センターの利活用の検討 市長に要望書を提出(H25.9.24)						
		H28.8.26			関係課長会議			・城山総合事務所周辺の公共施設再編について ・再編方針の検討体制について						
	H29.2.28			関係課長会議			・城山総合事務所周辺の公共施設再編方針(素案)について ・今後の進め方について							
	H29.5.30	~	29.10.26	城山総合事務所周辺公共施設再編連絡調整会議(3回)			・地域説明、団体説明について ・再編に係る課題事項への対応について等							
備考	H29.11 地域説明会の開催(平日夜間、土曜日昼間の2回実施)													
	H29.12 自治会館回覧、意見募集の実施													
政策調整会議の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。(政策会議)													
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】 健診事業について今後も現在の場所で行えるのか。 今後も現在の場所で継続して行えるよう調整済みである。 パブリックコメントは実施しないのか。 方針案の作成にあたっては、11月に地域説明会を開催したほか、自治会回覧や窓口、区のホームページを通じて地域住民の意見聴取を実施しており、市全体としてのパブリックコメントは必要ないと判断した。</p> <p>【事務事業調整会議】 再編に伴い、保健所及び保健センター条例、市民福祉会館条例、公民館条例の改正が必要となることから、今後は条例改正に向けた具体的な調整を進めてほしい。 再編後の公民館の駐車場については、もみじホール城山と事業が重なった場合の駐車場不足が懸念されないか。 もみじホール城山とも調整しながら、近隣の駐車場を活用して対応していきたい。</p> <p>【政策調整会議】 公共施設等適正管理推進事業債を活用した場合と1年前倒して事業実施した場合の維持管理コスト削減効果が同じで、地域との合意形成が図られているならば、少しでも早く事業実施したほうが良いと考える。 スケジュールを修正する。(平成32年度改修工事 平成31年度改修工事)</p>													

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

城山総合事務所周辺の公共施設について、機能の集約化による利用しやすい窓口サービスと市民活動スペースの提供を目指すもの。併せて施設総量の削減を図ることで、将来にわたり持続可能な公共サービスの実現を目指すため、城山総合事務所周辺公共施設再編方針を策定するもの。

基本方針

老朽化した城山総合事務所本館は、解体して駐車場として活用
未改修の城山総合事務所第1別館は、低層階に施設・機能を集約
比較的新しい城山保健福祉センターの建物を有効利用
窓口・事務室、貸室などの機能ごとに同じ建物又は同じフロアに集約
あじさい会館城山分室を廃止し、城山公民館に市民利用施設(貸室)を集約
青少年相談センター城山相談室に、相談指導教室はるばやしを集約
集約化等により発生し、未利用となった土地・建物は転用又は売却

(2) 事業スケジュール

平成29年度 庁議
平成30年度 6月定例会で部会説明
方針策定、地域、関係団体等への説明、情報共有
平成31年度 条例改正(保健所及び保健センター条例、市民福祉会館条例、公民館条例)
(第1ステップ)実施設計・改修工事、供用開始(順次)
平成32年度以降 (第2ステップ)調査・設計、本館解体、設備移設、駐車場整備
土地・建物売却手続き

(3) 事業経費・財源

第1ステップ:機能再編に係る事業費:75.5百万円(一財60.6百万円、市債14.9百万円)
第2ステップ:本館解体に係る事業費:259.5百万円(一財175.9百万円、市債83.6百万円)

(4) 財源確保の考え方

・事業実施により未利用となった土地の売却等により生み出される収入(見込163.7百万円)により財源確保を図る。
(第1ステップ39.3百万円:青少年相談センター相談指導教室はるばやし土地売却)
(第2ステップ124.4百万円:城山総合事務所駐車場)
・交付税措置と維持管理コストの削減効果の比較
平成31年度に実施:集約化による維持管理コストの削減により、約520万円/年の効果
平成32年度に実施:公共施設等適正管理推進事業債(起債90%、交付税措置30%)の適用により、交付税算定で530万円の効果(平成31年度に実施した場合と同等の効果)

(5) 事業実施の効果

将来コストの抑制

・維持管理費、改修・更新費用の削減により、将来的なコストの抑制が期待できる。
(10年間累計で326.8百万円、20年間累計で552.8百万円)

市民の利便性の向上

・各種窓口等及び市民利用施設(貸室)の集約化による利便性が向上する。
・公民館ともみじホール城山が隣接することで市民活動や施設利用の活性化が期待できる。

土地・建物の有効活用

・分散していた余剰スペースを城山総合事務所に集約することで、児童クラブの待機児童対策の充実や青少年相談センターの相談・通室環境の充実が期待できる。
・再編により未使用又は余剰となった土地や建物を売却することで、再編に係る事業費の財源確保が期待できる。

管理・運営の効率化

・安心して相談・通室できる環境を確保しつつ、青少年相談センター業務の効率化が期待できる。
・建物ごとに開館日や開館時間の統一化が図られ、施設の維持管理費の削減が期待できる。

城山総合事務所周辺公共施設再編方針 (案)



平成30年 月
相 模 原 市

目 次

	頁
1 はじめに.....	1
2 方針の位置付け.....	2
3 これまでの取組.....	3
(1) 地域の取組.....	3
(2) 公共施設マネジメントの取組.....	4
4 公共施設の状況及び課題	5
(1) 地区の概要	5
(2) 周辺の状況	6
(3) 公共施設の配置状況	8
(4) 建物の概要	9
(5) 公共施設の利用状況	11
(6) 施設の維持管理コスト	17
5 課題のまとめ.....	18
(1) 建物の課題	18
(2) 施設利用の課題	18
(3) 施設管理面の課題	18
6 再編方針	19
(1) 目標(目指すべき姿)	19
(2) 基本方針(目標達成のための基本原則)	19
7 施設配置計画.....	20
(1) 配置計画の考え方	20
(2) 相模原市公共施設マネジメント推進プランとの整合	22
(3) 総合事務所の施設配置の考え方	23
(4) 公民館に確保する諸室の考え方	24
(5) 駐車場の台数確保の考え方	26
8 再編の実施による効果等	27
(1) 延床面積の削減	27
(2) 施設に関するコストの削減	27
(3) 再編の実施による効果	28
9 再編に係る概算事業費.....	29
10 今後のスケジュール等.....	30
(1) 実施計画・改修工事	30
(2) 機能再編(第1ステップ)	30
(3) 周辺再整備(第2ステップ)	30
参考 再編方針の検討経過.....	32

分かりにくい用語については、本文中に*マークを表示し、ページの下に用語解説をしています。

1 はじめに

城山総合事務所周辺は、旧城山町の行政運営の拠点として、町役場（現城山総合事務所）や保健福祉センターをはじめ、多くの公共施設が集積してきました。

その後、市町合併や政令指定都市への移行などに伴う組織改編により、現在は事務室が大幅に縮小したため、建物内に余裕スペースが生じているほか、関連又は類似するサービスが分散化しており、地域からは施設の有効利用が求められています。

一方、城山総合事務所周辺の公共施設は、昭和30年代から昭和50年代に建設された公共施設が多く、これらの施設の老朽化への対応が課題となっています。

本方針は、「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」に基づき、施設の老朽化や有効利用が課題となっている城山総合事務所周辺の公共施設の再編を行うことにより、既存施設を有効活用しながら、機能の集約化による利用しやすい窓口サービスの実現と市民活動スペースの提供の実現を目指すとともに、施設総量の削減によるコストの抑制を図ることで、将来にわたり、持続可能な公共サービスの実現を目指すことを目的とします。

施設の変遷

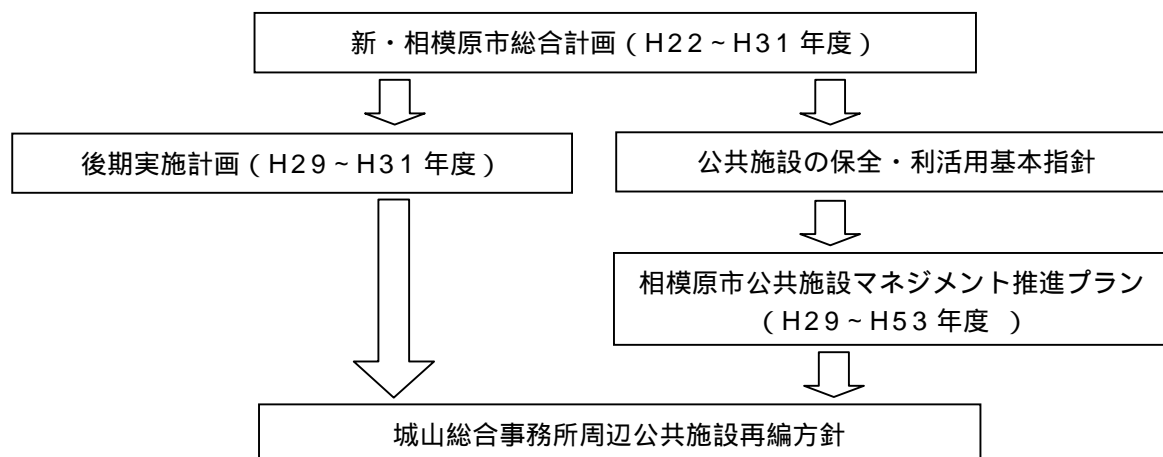
市町合併前（平成18年度）	現在（平成28年度）H29.3.31時点
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">城山町役場庁舎</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">城山町民センター・公民館</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">城山町役場別館</div> <p>町長所管の4部12課、 教育委員会1部2課、公民館など</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">城山町保健福祉センター</div> <p>民生環境部3課</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">城山総合事務所本館</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">城山総合事務所第1別館</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">城山総合事務所第2別館</div> <p>まちづくりセンター、公民館 公文書館など</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">城山保健福祉センター</div> <p>城山保健福祉課など</p>

事務室の縮小
建物内に余裕スペース

2 方針の位置付け

新・相模原市総合計画・後期実施計画事業（平成29年度～平成31年度）において、「城山総合事務所周辺の公共施設再編の推進」として、再編に向けた検討を進めることが位置付けられています。

また、「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」の推進に向けたモデル事業として位置付けます。



3 これまでの取組

(1) 地域の取組

城山地区まちづくり会議は、平成23年9月に「施設有効利用部会」を設置し、14回にわたって施設の活用策が検討した結果、事務室配置の見直しによる市民利用スペースの拡充や分散している窓口を集約することによる利便性の向上などを求める意見が数多く出されました。

このため、城山地区まちづくり会議は、平成25年9月に「城山総合事務所及び城山保健福祉センターの利活用に関するまとめ」を作成し、同月、市長に「城山総合事務所及び城山保健福祉センターの利活用に関する要望」を提出しました。

要望内容と実現状況

要望内容		要望の実現状況
余裕床の利活用による利便性の向上と市民利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民利用スペースの拡充 ・公文書館などの新たな行政機能の追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合事務所第2別館に公文書館を設置
城山保健福祉センターの利活用による地域福祉の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター（現高齢者支援センター）やシルバー人材センターなどの移転による地域福祉機能の集約 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉センター内に高齢者支援センターを移転
市民に分かりやすいワンストップ化*の実現に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ・各課・機関の事務室を総合事務所内に配置し、行政手続き等の窓口業務を集約 	

地域の取組に係る主な経過

年月	検討経過
H19. 3月	相模原市と城山町及び藤野町が合併（津久井町、相模湖町はH18.3月に合併）
H22. 4月	政令指定都市に移行
H23. 9月	城山地区まちづくり会議に「施設有効利用部会」を設置（H25.3月までに14回開催）
H24. 4月	地域住民を対象に「城山総合事務所施設有効利用に関するアンケート」を実施（回答数411人）
H25. 3月	緑区合同庁舎オープン
9月	施設有効利用部会における検討結果をまとめた「城山総合事務所及び城山保健福祉センターの利活用に関するまとめ」を作成 城山地区まちづくり会議から市長へ「城山総合事務所及び城山保健福祉センターの利活用に関する要望」を提出

*複数の場所で行っていた行政手続きをひとつの場所でまとめてサービスが受けられる環境にすること。

(2) 公共施設マネジメント*の取組

本市では、昭和40年代から昭和50年代に整備した多くの公共施設で老朽化が進み、近い将来、一斉に更新時期を迎える一方、少子高齢化の進展等に伴う市歳入の減少など本市の財政状況を鑑みると、今後、全ての公共施設をこれまでと同様に維持していくことは困難な状況が想定されます。

このため、平成25年10月にマネジメントの基本方針や延床面積の削減目標(30年間で20%)などを定めた「公共施設の保全・利活用基本指針」を策定し、平成29年3月には、この指針に基づく公共施設の複合化や多機能化、集約化等による施設の適正配置及び総量の削減を進めるため、「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」を策定しました。

推進プランでは、まちづくりの単位である22地区ごとに、施設の配置状況や建設年度等を踏まえた「施設配置の方向性」などを示しています。

推進プランにおける城山地区の施設配置の方向性

3 城山地区(緑区)		
* 施設配置の方向性		
<p>城山地区は、城山総合事務所周辺に多くの公共施設が集積していますが、城山総合事務所本館の老朽化への対応や公共施設の有効活用の視点から再編・再配置を進めることにより、地域にとって利用しやすく、かつ、効率的な運営が可能な公共施設の実現を目指します。</p> <p>なお、集会施設等については、更新時期にかかわらず、利用実態に応じて地元自治会等への譲渡などを検討します。</p>		
期間区分	地域施設	広域施設
第1期	相模丘中学校 ・施設の劣化状況を確認し、学校規模等を踏まえながら、更新の在り方を検討	甘草塚住宅、間の原住宅 ・老朽化が進んでいる小規模住宅として、利用実態や需要を踏まえながら、周辺の市営住宅との集約化を検討
第2期	城山まちづくりセンター ・地域の拠点としての機能を維持しつつ、窓口サービスの利用実態等も踏まえた中で、更なる拠点性の向上や利便性向上の視点も含め、周辺施設との複合化や多機能化を検討 川尻小学校、湘南小学校 ・学びを中心とする地域の交流拠点として、学校規模や地域特性を踏まえ、施設規模及び施設の更新を検討 北方面隊第3分団第2部 ・必要に応じて周辺施設との複合化を検討	城山総合事務所 ・津久井地域における行政運営の拠点として、複合施設であるまちづくりセンターや公民館、保健福祉センターなどの周辺施設も含めた中で、一体的に公共施設の再編・再配置を検討
第3期	城山公民館など 12施設 ・施設規模が大きく、地域の拠点となり得る学校施設を中心に、その時期における社会情勢やニーズ、周辺施設の状況等を踏まえながら、複合化や多機能化、集約化を検討	

【期間区分】...建物の耐用年数を60年とし、更新の目安となる時期(築56年目~)が到来する期間区分を示したものの

第1期：平成29年度～平成31年度
 第2期：平成32年度～平成41年度
 第3期：平成42年度～平成53年度

建物の構造、劣化状況などによって、実際の更新時期は変わる。

*地方自治体等が保有又は使用している公共施設を、都市経営の視点から総合的に企画、管理、利活用する仕組み

4 公共施設の状況及び課題

(1) 地区の概要

城山地区は、市のほぼ中央に位置し、橋本駅を生活圏としている地区東部は宅地化が進むとともに、近年は、圏央道相模原ICや津久井広域道路の完成などにより、交通利便性が向上しています。

地区北部には高尾山系に連なる山々や丘陵があり、西部には相模川、津久井湖を有するなど、都市化の進む地域と起伏に富んだ自然を有する地域となっています。

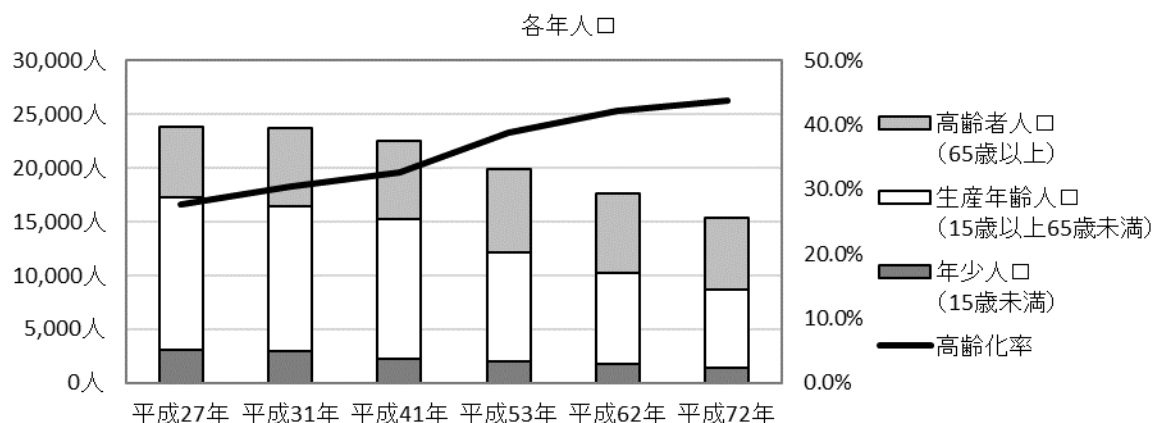
「2010年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」では、城山地区は団塊世代の比率が高い一方、若年層の流出が目立ち、高齢化率は市内平均を上回っており、今後も大きな土地利用の変化が見込まれないことから、確実に人口減少が進んでいくものと推計しています。

地区の面積・人口

面積	約 19.90k m ²	(参考)可住地面積：約 3.99k m ²
地区人口	23,432 人	H28.10.1 現在

人口は平成 27 年国勢調査の速報値を基礎とし、住民基本台帳の増減を加減して推計したものの。

城山地区の将来人口推計（2010年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計）



(城山地区)

	平成 27 年	平成 31 年	平成 41 年	平成 53 年	平成 62 年	平成 72 年
地区人口	23,843 人	23,701 人	22,558 人	19,857 人	17,592 人	15,303 人
高齢者人口 (65 歳以上)	6,615 人 (27.7%)	7,222 人 (30.5%)	7,385 人 (32.7%)	7,693 人 (38.7%)	7,408 人 (42.1%)	6,692 人 (43.7%)
生産年齢人口 (15 歳以上 65 歳未満)	14,191 人 (59.5%)	13,604 人 (57.4%)	12,908 人 (57.2%)	10,216 人 (51.4%)	8,470 人 (48.1%)	7,241 人 (47.3%)
年少人口 (15 歳未満)	3,037 人 (12.7%)	2,875 人 (12.1%)	2,265 人 (10.0%)	1,948 人 (9.8%)	1,714 人 (9.7%)	1,370 人 (9.0%)

(市全体)

	平成 27 年	平成 31 年	平成 41 年	平成 53 年	平成 62 年	平成 72 年
相模原市人口	729,035 人	732,233 人	717,334 人	668,849 人	612,426 人	542,692 人
高齢者人口 (65 歳以上)	172,029 人 (23.6%)	188,504 人 (25.7%)	206,835 人 (28.8%)	241,194 人 (36.1%)	241,209 人 (39.4%)	229,500 人 (42.3%)
生産年齢人口 (15 歳以上 65 歳未満)	465,956 人 (63.9%)	457,376 人 (62.5%)	437,515 人 (61.0%)	364,741 人 (54.5%)	316,858 人 (51.7%)	269,528 人 (49.7%)
年少人口 (15 歳未満)	91,050 人 (12.5%)	86,353 人 (11.8%)	72,984 人 (10.2%)	62,914 人 (9.4%)	54,359 人 (8.9%)	43,664 人 (8.0%)

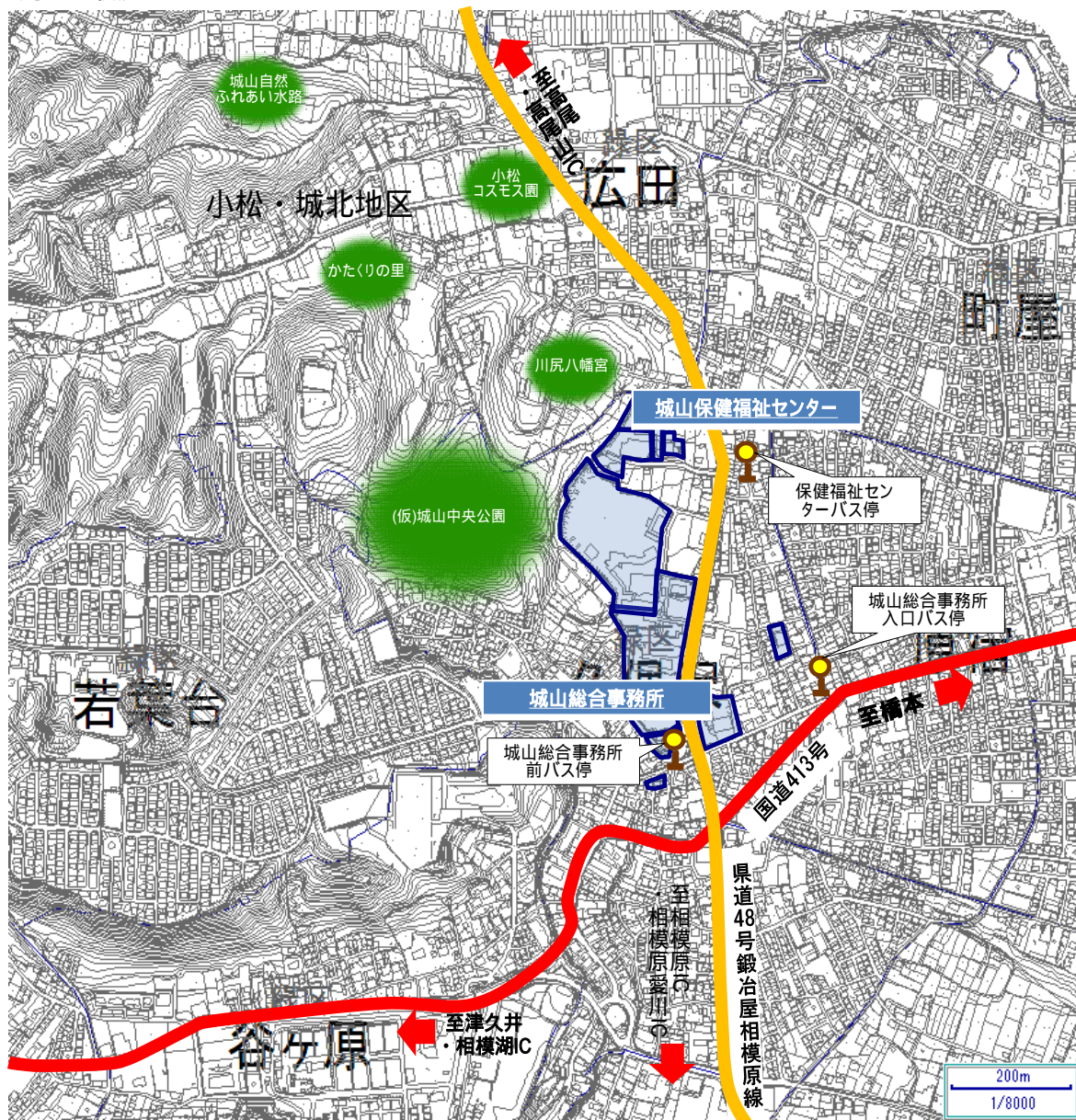
平成 22 年国勢調査に基づく推計値のため、平成 27 年は実際の人口とは一致しない。

(2) 周辺の状況

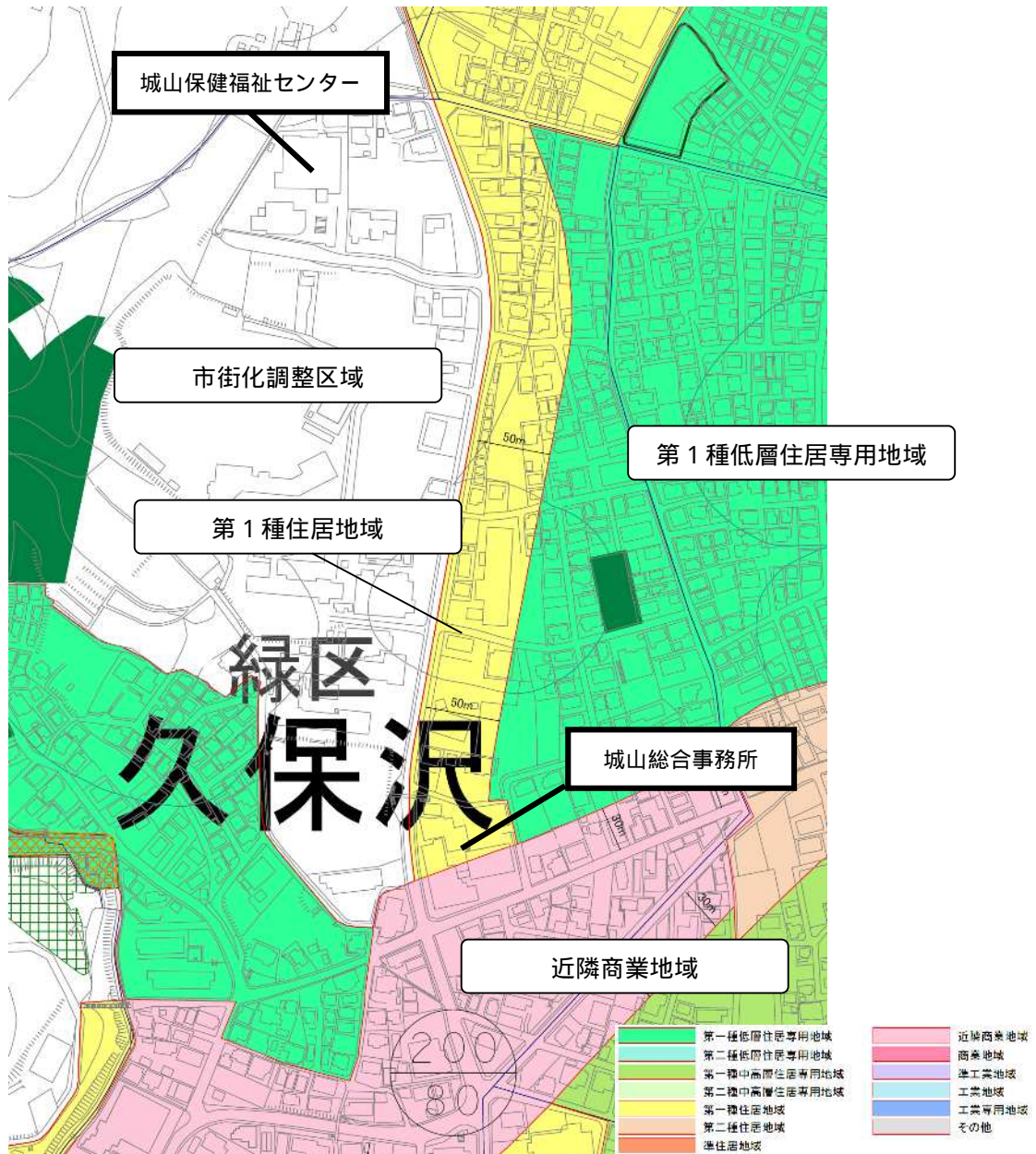
城山総合事務所及び城山保健福祉センター周辺の土地利用状況は、国道413号沿道は近隣商業地域に指定され、県道48号(鍛冶屋相模原)の東側は第1種住居地域や第1種低層住居専用地域、西側は市街化調整区域となっています。

また、国道413号と県道48号(鍛冶屋相模原)が交わり交通アクセスに恵まれているとともに、(仮称)城山中央公園や小松・城北地区の里山のみどりなど豊かな自然環境にも近接しています。

周辺の状況



土地利用の状況



公共交通の状況

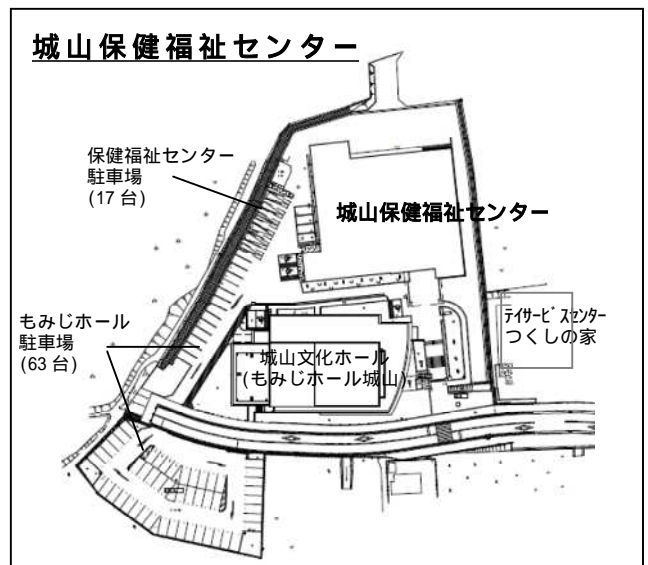
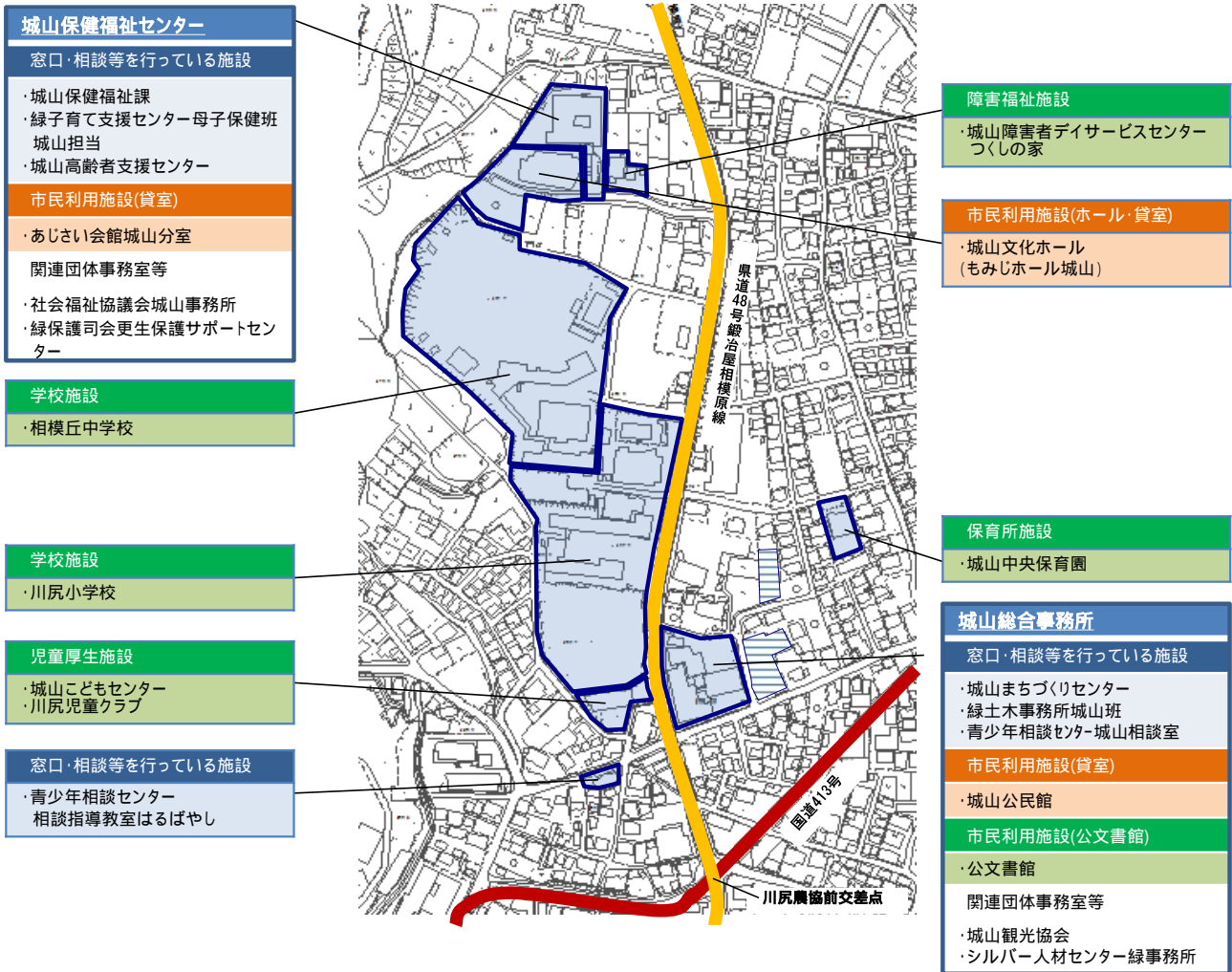
国道413号沿いのバス停留所「城山総合事務所入口」は、多くの系統が多数停留する一方で、県道48号(鍛冶屋相模原)沿いの「城山総合事務所前」及び「保健福祉センター」停留所は、1日に1～3本が停留する状況となっています。

バス停	系統	行先	運行本数
城山総合事務所入口	橋本 01・03・05・07・08・09・11・14・26・31・50、原宿 01	小沢、原宿 5 丁目、橋本駅北口・南口、鳥居原ふれあいの館、若葉台住宅、プレジャーフォレスト前、城山、法政大学	三ヶ木行き平日 4 系統 111 本、橋本駅北口行き平日 8 系統 127 本、橋本駅南口行き平日 3 系統 42 本など多数
城山総合事務所前	橋 26	橋本駅北口	平日 3 本、土日 2 本
保健福祉センター	橋 26	法政大学	平日 2 本、土日 1 本

(3) 公共施設の配置状況

国道413号川尻農協前交差点の北側、県道48号(鍛冶谷相模原)沿いの南北500mの範囲に、城山総合事務所、城山保健福祉センターなどの建物を中心に城山まちづくりセンターや城山保健福祉課などの窓口・事務室や、城山公民館などの市民利用施設、小中学校、保育園など多くの公共施設が立地しています。

配置の状況



(4) 建物の概要

城山総合事務所は、本館が建設から50年を経過して老朽化が進んでいるため、現在は未使用となっており、第1別館についても建設から35年を経過し、大規模改修が必要な時期にきています。

城山保健福祉センターは、建設から25年を経過し、今後、主要な設備機器の更新など、大規模改修が必要になります。

このほか、城山総合事務所周辺には、川尻小学校及び相模丘中学校で建設から50年以上が経過して老朽化が進んでいる校舎があるほか、城山中央保育園や城山障害者デイサービスセンターつくしの家など、築30年を経過している施設もあります。

建物の概要

建物		建設年度()	主要構造	延床面積(m ²)	工事履歴	災害時機能	耐震	備考
城山総合事務所	本館	S39(2期)	RC 地上3F 地下1F	1,286.75	空調更新(S61) 屋上防水(H15)		対策済	(B1F) 受変電設備、屋内消火栓設備等(1~3F) 老朽化のため未使用
	第1別館	S54(3期)	RC 地上4F 地下1F	3,821.86	Mレ改修(H21) 屋上防水(H28)	現地対策班(城山まちC) 風水害時避難場所(城山公民館)	対策済	(B1F) 駐車場、職員更衣室等、空調機械室、倉庫等 (1F) 城山まちづくりセンター、緑土木事務所城山班、(シルバー人材センター緑事務所、城山観光協会) (2F~4F) 城山公民館
	第2別館	H7	鉄骨 地上3F	1,616.62			新耐震	(1F) 玄関 (2F) 青少年相談センター城山相談室、城山まちづくりセンター会議室、市民相談室 (3F) 公文書館
城山保健福祉センター		H3	RC 地上3F	2,808.4	屋上修繕(H21) 外壁修繕(H21) 空調機器更新(H26)		新耐震	(1F) 城山保健福祉課、緑子育て支援センター母子保健班城山担当、保健センター諸室、(社会福祉協議会城山事務所) (2F) 城山高齢者支援センター、庁舎・保健センター諸室、あじさい会館城山分室、(緑保護区緑保護司会更生保護サポートセンター) (3F) 庁舎諸室、あじさい会館城山分室、(社会福祉協議会：団体事務室、ボランティア室等)
川尻小学校	A棟	S48(2期)	RC 地上4F	3,385.0		広域避難場所、避難所、救護所	対策済	
	B棟	S39(2期)	RC 地上2F	1,777.0	不要			
	屋内運動場	S53(3期)	鉄骨 地上2F	1,081.0	不要			
	プール	S40(2期)	アルミ	418.0	済			
相模丘中学校	A棟	S51(3期)	RC 地上3F	2,069.0	B棟機械・Mレ改修(H21)	広域避難場所、避難所	対策済	
	B棟	S37(1期)	RC 地上4F	4,071.0			対策済	
	屋内運動場	S55(3期)	RC 地上2F	1,311.0			不要	
	プール	S50(3期)	アルミ	445.0			不要	
城山中央保育園		S49(3期)	RC 地上2F	501.4			対策済	
城山こどもセンター・川尻児童クラブ		H15	RC 地上2F	631.8			新耐震	
青少年相談センター相談指導教室はるばやし		H11	RC 地上2F	250.6			新耐震	
城山障害者デイサービスセンターつくしの家		S59(3期)	鉄骨 地上1F	301.0			新耐震	
城山文化ホール(もみじホール城山)		H23	RC 地上2F	1,397.0			新耐震	

建設年度下の括弧内は、推進プランで更新の目安となる時期が到来する期間区分(第1期：平成29年度～平成31年度、第2期：平成32年度～平成41年度、第3期：平成42年度～平成53年度)

駐車場の概要

駐車場		面積(m ²)	台数(台)
城山総合事務所	庁舎表駐車場	-	2
	庁舎裏駐車場	-	27
	第1別館地下駐車場	447.4	19
	東駐車場	264.0	9
	北駐車場	637.2	30
	城山商工会館下駐車場	469.1	17
	(合計)		104

公用車駐車場

駐車場	面積(m ²)	台数(台)
城山保健福祉センター駐車場	163.2	17
城山文化ホール駐車場	1,294.8	63
(合計)	1,458.0	80

建物における課題

施設等	課題等
城山総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んでいる本館の解体に当たっては、地下の受変電設備や屋内消火栓設備等を移設する必要があります。 ・第1別館は建設から35年が経過し、大規模改修が必要な時期がきています。 ・再編に当たっては、市民利用の視点からバリアフリー上の配慮について検討が必要です。 ・再編に当たっては、城山公民館が風水害時の避難場所となっていることに留意が必要です。
城山保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・城山保健福祉センターは建設から25年を経過し、今後大規模改修が必要になってきます。
川尻小学校 相模丘中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・川尻小学校及び相模丘中学校の校舎の一部については、建設から50年以上が経過していることから、施設の劣化状況を確認し、学校規模等を踏まえながら、長寿命化対策や更新の在り方を検討する必要があります。

(5) 公共施設の利用状況

ア 窓口・相談業務等取扱い件数

窓口・相談業務等取扱い件数が多いのは、各種手続等を行っている城山まちづくりセンター（年間25,897件）と城山保健福祉課（年間10,561件）です。これらの窓口は建物が離れているため、関連する手続きの場合は移動を余儀なくされるなど、利用者にとって不便な状況となっています。

青少年相談センター相談指導教室はるばやしは、城山総合事務所の西側に単独で設置されていますが、施設規模が限られているため、年々増加する青少年に関する相談対応や通室による学習支援などへの十分な対応が出来なくなっているとともに、青少年相談センター城山相談室（事務所）が城山総合事務所内にあるため、相談業務などを行う上で大変、非効率な状態となっています。

窓口・相談業務等取扱い件数

(平成27年度)

施設・課等		主な窓口・相談業務	件数(件)	備考
城山総合事務所	城山まちづくりセンター	届出、申請、各種証明発行(戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、国民健康保険、国民年金等の各種届出・申請受付と証明発行、市税の納付等)	25,897	1日平均：約106.6件 左の件数とは別に、第1別館1階自動交付機による各種証明発行件数：5,962件
		市民相談	80	1日平均：1.03件(年間日数：78日) 市民相談(毎週水)、法律相談(第2金)、行政相談(奇数月第2木)、人権相談(第1金)
		スポーツ施設・学校体育施設開放受付	305	1日平均：1.26件 川尻小学校及び相模台中学校の学校開放、本沢広場、本沢テニスコート
	緑土木事務所城山班	城山地区の市道や街路樹、水路に係る問合せ・相談、地籍調査の閲覧等	-	(参考)地籍調査閲覧件数：10件
	青少年相談センター城山相談室	不登校、養育不安、いじめ、友人関係等教育相談及び家出、不良交友、怠学・怠業等の青少年相談、通室相談	(電話相談) 42 (来所相談) 1,944 (通室相談) 40	1日平均：0.2件 1日平均：8件 数値は登録者数
相談指導教室はるばやし				
城山保健福祉センター	城山保健福祉課	高齢者、障害者、介護保険、保育所入所、児童手当等の各種届出・申請受付と証明発行	10,561	1日平均：43.5件
		あじさい会館城山分室受付	2,289	1日平均：9.4件
	緑保健センター緑班城山担当	育児相談、母子健康手帳の交付、小児慢性特定疾患、育成医療、養育医療他	289	1日平均：1.2件
	城山高齢者支援センター	高齢者関係相談業務(介護、医療、保健他)	1,137	1日平均：3.9件(年間日数：294日)

緑保健センターは、H29.4より緑子育て支援センターに改編

備考欄の1日平均件数のH27年度年間開庁日数は243日(市民相談・城山高齢者支援センターを除く)

窓口・相談業務等における課題

施設等	課題等
城山まちづくりセンター 城山保健福祉課	・城山まちづくりセンターと城山保健福祉課の窓口が離れているため、手続き等によって不便が生じており、地域から窓口の集約化が求められています。
青少年相談センター 城山相談室	・青少年相談センター相談指導教室はるばやしは、施設が手狭なため、年々増加する青少年に関する相談対応や通室による学習支援などへの十分な対応が出来なくなっているとともに、事務室(城山相談室)が離れて立地しているため、相談業務などを行う上で非効率となっています。

イ 市民利用施設（貸室）の利用状況

市民利用施設（貸室）で比較的稼働率が高いのは、あじさい会館城山分室の運動室で、全ての時間帯で平均して80%以上となっており、次いで城山文化ホール(もみじホール城山)のリハーサル室で、70%程度の稼働率となっています。また、城山公民館についても、時間帯によっては70%を超える部屋があります。

全体的には、午後の稼働率が高く夜間が低い傾向ですが、貸室全体の約半数が1日平均して50%を下回っており、中には30%に満たない部屋もあります。

城山公民館の利用状況

(平成27年度)

階	室名	面積	年間		稼働率	備考	
			総ｺﾞ数	利用ｺﾞ数			
2階	大会議室	363㎡	午前	696 ｺﾞ	281 ｺﾞ	40.4%	午前の稼働率が50%未満 (面積にステージ部分55㎡含む)
			午後	696 ｺﾞ	390 ｺﾞ	56.0%	
			夜間	696 ｺﾞ	403 ｺﾞ	57.9%	
			合計	2,088 ｺﾞ	1,074 ｺﾞ	51.4%	
	茶華道教室	47㎡	午前	348 ｺﾞ	119 ｺﾞ	34.2%	全時間帯及び1日の稼働率が50%未満
			午後	348 ｺﾞ	149 ｺﾞ	42.8%	
			夜間	348 ｺﾞ	29 ｺﾞ	8.3%	
			合計	1,044 ｺﾞ	297 ｺﾞ	28.4%	
	談話室	90㎡	午前	348 ｺﾞ	217 ｺﾞ	62.4%	午後、夜間及び1日の稼働率が50%未満 (面積にステージ、控室部分22㎡含む)
			午後	348 ｺﾞ	154 ｺﾞ	44.3%	
			夜間	348 ｺﾞ	121 ｺﾞ	34.8%	
			合計	1,044 ｺﾞ	492 ｺﾞ	47.1%	
第2会議室	43㎡	午前	348 ｺﾞ	181 ｺﾞ	52.0%	夜間の稼働率が50%未満	
		午後	348 ｺﾞ	250 ｺﾞ	71.8%		
		夜間	348 ｺﾞ	97 ｺﾞ	27.9%		
		合計	1,044 ｺﾞ	528 ｺﾞ	50.6%		
3階	体育室	419㎡	午前	696 ｺﾞ	309 ｺﾞ	44.4%	午前の稼働率が50%未満
			午後	696 ｺﾞ	507 ｺﾞ	72.8%	
			夜間	696 ｺﾞ	425 ｺﾞ	61.1%	
			合計	2,088 ｺﾞ	1,241 ｺﾞ	59.4%	
4階	第1会議室	50㎡	午前	348 ｺﾞ	160 ｺﾞ	46.0%	午前、夜間及び1日の稼働率が50%未満
			午後	348 ｺﾞ	215 ｺﾞ	61.8%	
			夜間	348 ｺﾞ	70 ｺﾞ	20.1%	
			合計	1,044 ｺﾞ	445 ｺﾞ	42.6%	
	学習室	37㎡	午前	348 ｺﾞ	244 ｺﾞ	70.1%	夜間の稼働率が50%未満
			午後	348 ｺﾞ	228 ｺﾞ	65.5%	
			夜間	348 ｺﾞ	143 ｺﾞ	41.1%	
			合計	1,044 ｺﾞ	615 ｺﾞ	58.9%	
	研修室	37㎡	午前	348 ｺﾞ	224 ｺﾞ	64.4%	夜間の稼働率が50%未満
			午後	348 ｺﾞ	184 ｺﾞ	52.9%	
			夜間	348 ｺﾞ	129 ｺﾞ	37.1%	
			合計	1,044 ｺﾞ	537 ｺﾞ	51.4%	
実習室	97㎡	午前	348 ｺﾞ	198 ｺﾞ	56.9%	夜間及び1日の稼働率が50%未満	
		午後	348 ｺﾞ	246 ｺﾞ	70.7%		
		夜間	348 ｺﾞ	39 ｺﾞ	11.2%		
		合計	1,044 ｺﾞ	483 ｺﾞ	46.3%		
(合計)	1,183㎡	午前	3,828 ｺﾞ	1,933 ｺﾞ	50.5%	午前、夜間及び1日の稼働率が50%未満	
		午後	3,828 ｺﾞ	2,279 ｺﾞ	59.5%		
		夜間	3,828 ｺﾞ	1,442 ｺﾞ	37.7%		
		合計	11,484 ｺﾞ	5,654 ｺﾞ	49.2%		

面積は、公民館資料(平成28年度版)の面積

上記のほか、2階の大会議室のステージ控室を団体事務室として貸出している。

大会議室及び体育室の稼働率は、運用で1コマを2分割しているため、公民館資料と一致しない。

城山公民館における主催事業など団体への貸室以外の利用状況

城山公民館の利用状況には、貸室利用のほかに、城山地区まちづくり会議やまちづくり懇談会、公民館まつり及びそれに伴う会議等での利用を含んでいます。

室名	回数	主な内容
大会議室	12回	まちづくり会議、まちづくり懇談会、文化祭実行委員会など
学習研修室	6回	文化祭実行委員会など
第一会議室	1回	文化祭実行委員会
全室	2回	城山公民館まつり（前日準備を含む）

あじさい会館城山分室の利用状況

（平成27年度）

階	室名	面積	年間		稼働率	備考				
			総利用回数	利用回数						
2階	和室	112㎡	午前	359回	237回	66.0%	午後、夜間及び1日の稼働率が50%未満 (面積にステージ部分28㎡含む)			
			午後	359回	164回	45.7%				
			夜間	359回	94回	26.2%				
			合計	1,077回	495回	46.0%				
	運動室	159㎡	午前	359回	316回	88.0%	全時間帯及び1日の稼働率が80%超			
			午後	359回	311回	86.6%				
夜間			359回	297回	82.7%					
3階	第1会議室	78㎡	午前	359回	188回	52.4%	午後、夜間及び1日の稼働率が50%未満			
			午後	359回	144回	40.1%				
			夜間	359回	143回	39.8%				
			合計	1,077回	475回	44.1%				
	第2会議室	60㎡	午前	359回	158回	44.0%	全時間帯及び1日の稼働率が50%未満			
			午後	359回	150回	41.8%				
			夜間	359回	93回	25.9%				
			合計	1,077回	401回	37.2%				
			(合計)	409㎡	午前	1,436回		899回	62.6%	夜間の稼働率が50%未満
					午後	1,436回		769回	53.6%	
夜間	1,436回	627回			43.7%					
合計	4,308回	2,295回			53.3%					

あじさい会館城山分室における社会福祉団体の利用状況

あじさい会館は社会福祉の推進などを目的とする福祉施設ですが、平成27年度に城山分室を利用した社会福祉団体は4団体で、年間の利用全体の4.4%でした。また、運動室と第2会議室については、年間を通して社会福祉団体の利用はなく、公民館と類似した利用実態となっています。

室名	年間利用回数	うち社会福祉団体利用回数	社会福祉団体の利用割合
和室	495回	12回	2.4%
運動室	924回	0回	0.0%
第1会議室	475回	89回	18.7%
第2会議室	401回	0回	0.0%
(合計)	2,295回	101回	4.4%

あじさい会館城山分室は、合併時の調整により、各種団体が合併前と同様に無料で利用をしている施設となっています。

城山文化ホール（もみじホール城山）の利用状況

室名	面積	年間 総ｺﾞ数	年間 利用ｺﾞ数	稼働率	備考	
多目的ホール	328 ㎡	午前	336 ｺﾞ	191 ｺﾞ	56.8%	夜間及び 1 日の稼働率が 50%未満 (面積に舞台部分 69 ㎡含 む)(座席数 298 席)
		午後	336 ｺﾞ	194 ｺﾞ	57.7%	
		夜間	336 ｺﾞ	91 ｺﾞ	27.1%	
		合計	1,008 ｺﾞ	476 ｺﾞ	47.2%	
リハーサル室	55 ㎡	午前	346 ｺﾞ	221 ｺﾞ	63.9%	
		午後	346 ｺﾞ	251 ｺﾞ	72.5%	
		夜間	346 ｺﾞ	248 ｺﾞ	71.7%	
		合計	1,038 ｺﾞ	720 ｺﾞ	69.4%	
ギャラリー	30 ㎡	日	349 ｺﾞ	209 ｺﾞ	59.9%	ホワイエや通路を利用 した無料スペース

参考：城山文化ホール（もみじホール城山）の料金（平成 29 年 4 月現在）

室名		午前	午後	夜間	全日
多目的ホール	平日	4,930 円	8,570 円	10,900 円	24,400 円
	土日・祝日	6,370 円	11,040 円	14,290 円	31,700 円
リハーサル室		760 円	1,280 円	1,660 円	3,700 円

課題

施設等	課題等
城山公民館	<ul style="list-style-type: none"> 貸室全体の約半数が 1 日平均して稼働率が 50%を下回っており、中には 30%に満たない部屋もあることから、諸室の機能や広さ、部屋数等が必要や利用者のニーズと合っていない可能性があります。 あじさい会館城山分室は、利用実態を踏まえ、施設の在り方を見直す必要があります。
あじさい会館城山分室	
城山文化ホール (もみじホール城山)	

ウ 窓口・事務室及び市民利用施設（貸室）以外の利用状況

城山総合事務所と城山保健福祉センターには、窓口・事務室及び公民館など市民が利用する貸室のほかに、市や地域の各種会議等を行う会議室や、市の事業を実施する健診室などの諸室がありますが、いずれの諸室も使用頻度は少ない状況です。

城山総合事務所の利用状況（窓口・事務室、貸室以外）

（平成 27 年度）

建物	階	室名	面積	回数	主な内容	
城山総合事務所	本館	1 階	打合せスペース	20 m ²	随時	職員打合せ、まちづくり会議役員会など
		2 階	会議室	43 m ²	64 回	祭役員会、校長会など
	第 1 別館	2 階	公民館ミーティングルーム	43 m ²	数回	職員打合せ
	第 2 別館	2 階	A 会議室	69 m ²	104 回	祭実行委員会、自治会連合会など
		2 階	B 会議室	41 m ²	81 回	庁内使用、確定申告、祭実行委員会など
		2 階	C 会議室	41 m ²	54 回	青少年相談 C、緑土木、確定申告など
		2 階	D 会議室	38 m ²	29 回	庁内使用、確定申告など
		2 階	相談室	25 m ²	65 回	青少年相談 C、確定申告など

本館については、第 1 別館への機能移転により現在は未使用

城山保健福祉センターの利用状況（窓口・事務室、貸室以外）

（平成 27 年度）

建物	階	室名	面積	回数	主な内容
城山保健福祉センター	1 階	健診室 1	182 m ²	158 回	体操教室、乳幼児健診、高齢者団体事業、民生委員定例会等
		健診室 2	39 m ²	随時	健診、備品置場
		健診室 3	18 m ²	随時	健診、備品置場
		健診室 4	19 m ²	50 回	育児相談、計測
		集団指導室 1,2	132 m ²	32 回	肢体不自由運動訓練(現在は未実施) 健診、教室、相談等
		準備室	21 m ²	-	備品置場
		相談室 1~3	18 m ²	-	個別相談、打合せ
	2 階	栄養指導室	132 m ²	随時	市主催事業の料理教室等
		会議室	71 m ²	随時	会議等
		緑保護司会事務室	21 m ²	-	緑保護司会事務室
		城山高齢者支援センター事務室	50 m ²	-	城山高齢者支援センター業務
		旧支援室	86 m ²	-	
		倉庫	65 m ²	-	倉庫
		ヘルストロムルーム	40 m ²	随時	ヘルストロムルーム
		休憩室	19 m ²	-	休憩室
	3 階	その他倉庫	37 m ²	-	倉庫
		第 3 会議室	53 m ²	随時	会議等(第 1.2 会議室はあじさい城山分室)
		団体事務室	34 m ²	随時	社会福祉協議会が使用(民生委員、諸団体との会議等)
		ボランティア室	38 m ²	随時	社会福祉協議会が使用(ボランティア団体活動)
		印刷室・録音室	10 m ²	随時	社会福祉協議会が使用(ボランティア団体活動)

「城山福祉のつどい」開催時は、あじさい会館城山分室も含め全館使用（各年 1 回）

課題

施設等	課題等
城山総合事務所	・城山総合事務所の会議室は、全く利用していない日や時間帯があり、会議室機能を集約するなど、有効利用を図る必要があります。
城山保健福祉センター	・城山保健福祉センターの諸室の中には、全く利用していない日や時間帯があり、地域開放を求める意見があります。

エ その他の施設の利用状況

その他の施設のうち、川尻小学校及び相模丘中学校については、今後数年間は児童・生徒数が増加する見込みであり、今後、クラス数の増加に伴い、現在、会議室や学習室などで活用している教室を普通教室として使用することも想定されます。

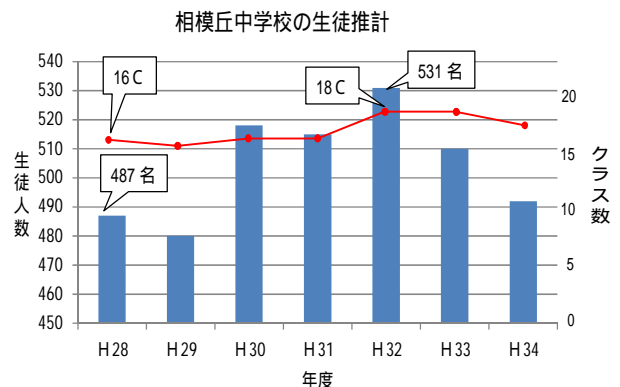
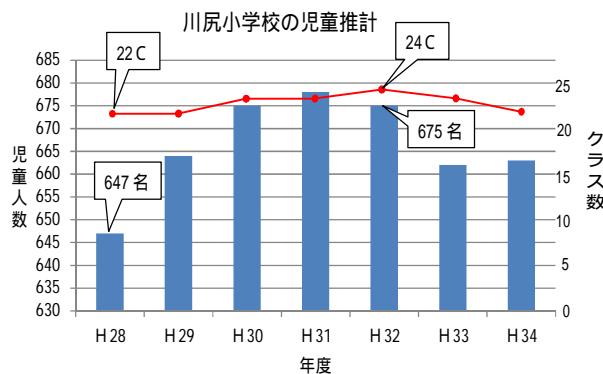
川尻児童クラブについても、小学校の児童数の増加に伴う待機児童の発生が想定されています。

公文書館については、歴史的公文書を保管する書庫の確保が課題となっており、また、城山障害者デイサービスセンターつくしの家については、現在、指定管理者である民間事業者が運営していますが、今後、市との役割分担のもと、事業の移管などサービス提供の在り方を検討する必要があります。

その他の施設の利用状況

施設等	利用状況等
川尻小学校	【クラス・児童数】22クラス、児童数 647 名(H28.5.1) (普通学級 19 クラス 631 名、特別支援学級 3 クラス 22 名) 【施設使用状況】普通教室のうち会議室、学習室等に使用している部屋が数室有り
相模丘中学校	【クラス・生徒数】16クラス、児童数 487 名(H28.5.1) (普通学級 14 クラス 481 名、特別支援学級 2 クラス 6 名) 【施設使用状況】普通教室のうち会議室、学習室等に使用している部屋が数室有り
城山中央保育園	5 クラス、園児数 99 名(H28.4.1)
城山こどもセンター・川尻児童クラブ	城山こどもセンター延利用者数 28,821 人(1 日平均 81.4 人) 川尻児童クラブ 80 名(H28.5.1)
公文書館	年間来館数 1,407 人(1 日平均 4.8 人) 年間利用件数 3,426 件(1 日平均 11.8 件) 公文書利用・閲覧申請
城山障害者デイサービスセンター つくしの家	年間総利用者数 4,075 人(1 日平均 15.1 人)

川尻小学校及び相模丘中学校の児童・生徒推計



川尻児童クラブの待機児童数見込み H28年度は5月1日現在の実績

年度	H28	H29	H30	H31	H32
待機児童数見込み(人)	0	5	17	29	36

課題

施設等	課題等
川尻児童クラブ	・児童数の推計と施設規模から当面待機児童が増加する見込みです。
公文書館	・歴史的公文書を保管する総合事務所第1別館地下書庫が手狭になっています。
城山障害者デイサービスセンターつくしの家	・城山障害者デイサービスセンターつくしの家は、現在、指定管理者である民間事業者が運営しており、民間事業者と市の役割分担のもと事業の移管などサービス提供の在り方を検討する必要があります。

(6) 施設の維持管理コスト

城山総合事務所と城山保健福祉センターは、いずれも光熱水費と清掃・警備・保守点検等の経費が施設の維持管理コストの大半を占めています。特に、城山総合事務所は、空調制御がフロア単位となっているため、1部屋を使用するだけでもフロア全体の空調を入れる必要があり、諸室の利用状況によっては、エネルギー効率が悪いことがあります。

また、両施設とも、貸館のために土日祝日を含め、年間を通じて夜まで開館しているなど、維持管理コスト面で非効率な部分があります。

城山総合事務所

(平成27年度)

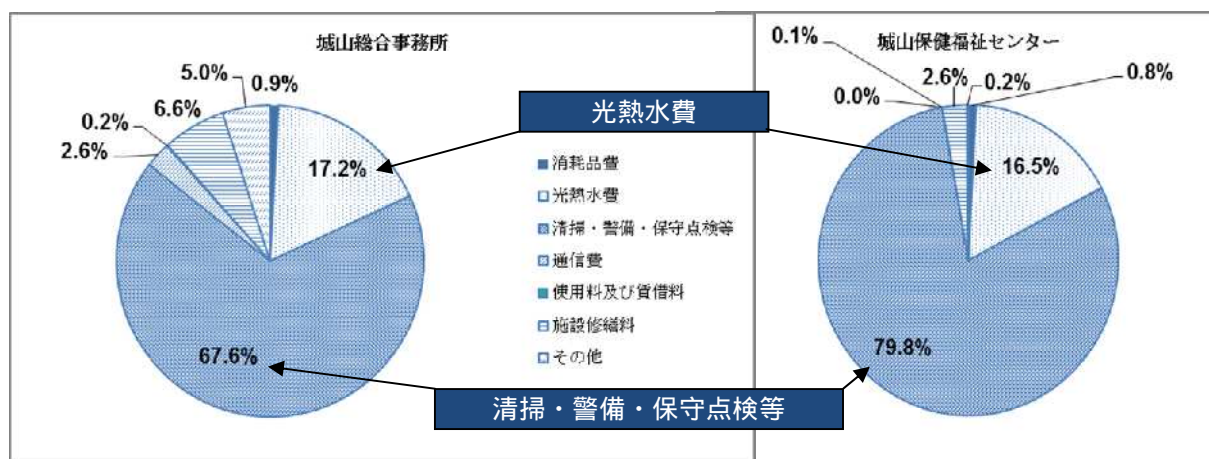
施設名		消耗品費	光熱水費	清掃・警備・保守点検等	通信費	使用料及び賃借料	施設修繕料	その他	合計
城山総合事務所	城山まちづくりセンター	12	386	1,620	60	4	105	100	2,287
	城山公民館	336	3,534	13,845	584	31	2,276	1,373	21,979
	その他	190	6,840	26,746	988	61	1,740	1,647	38,212
(合計：千円)		538	10,760	42,211	1,632	96	4,121	3,120	62,478
(割合：%)		0.9	17.2	67.6	2.6	0.2	6.6	5.0	100.0
(㎡当たり：円)		80	1,600	6,277	243	14	613	464	9,290

城山保健福祉センター

(平成27年度)

施設名		消耗品費	光熱水費	清掃・警備・保守点検等	通信費	使用料及び賃借料	施設修繕料	その他	合計
城山保健福祉センター		322	6,424	31,036	0.5	25	1,017	71	38,895
(合計：千円)									
(割合：%)		0.8	16.5	79.8	0.0	0.1	2.6	0.2	100.0
(㎡当たり：円)		115	2,287	11,051	0.2	9	362	25	13,850

コスト別の割合



課題

施設等	課題等
城山総合事務所	・城山総合事務所は空調制御がフロア単位となっているため、諸室の利用状況によってはエネルギー効率が悪いことがあります。
城山保健福祉センター	・両施設とも、城山公民館、あじさい会館城山分室という貸館機能があるため、土日祝日を含め年間を通じて夜まで開館しているなど、維持管理コスト面で非効率な部分があります。

5 課題のまとめ

(1) 建物の課題

施設等	課題等
城山総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んでいる本館の解体に当たっては、地下の受変電設備や屋内消火栓設備等を移設する必要があります。 ・第1別館は建設から35年が経過し、大規模改修が必要な時期がきています。 ・再編に当たっては、市民利用の視点からバリアフリー上の配慮について検討が必要です。 ・再編に当たっては、城山公民館が風水害時の避難場所となっていることに留意が必要です。
城山保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・城山保健福祉センターは建設から25年を経過し、今後大規模改修が必要になってきます。
川尻小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・川尻小学校及び相模丘中学校の校舎の一部については、建設から50年以上が経過していることから、施設の劣化状況を確認し、学校規模等を踏まえながら、長寿命化対策や更新の在り方を検討する必要があります。
相模丘中学校	

(2) 施設利用の課題

施設等	課題等
城山まちづくりセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・城山まちづくりセンターと城山保健福祉課の窓口が離れているため、手続き等によって不便が生じており、地域から窓口の集約化が求められています。
城山保健福祉課	
青少年相談センター 城山相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年相談センター相談指導教室はるばやしは、施設が手狭なため、年々増加する青少年に関する相談対応や通室による学習支援などへの十分な対応が出来なくなっているとともに、事務室(城山相談室)が離れて立地しているため、相談業務などを行う上で非効率となっています。
城山公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・貸室全体の約半数が1日平均して稼働率が50%を下回っており、中には30%に満たない部屋もあることから、諸室の機能や広さ、部屋数等が必要や利用者のニーズと合っていない可能性があります。 ・あじさい会館城山分室は、利用実態を踏まえ、施設の在り方を見直す必要があります。
あじさい会館城山分室	
城山文化ホール (もみじホール城山)	
城山総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・城山総合事務所の会議室は、全く利用していない日や時間帯があり、会議室機能を集約するなど、有効利用を図る必要があります。
城山保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・城山保健福祉センターの諸室の中には、全く利用していない日や時間帯があり、地域開放を求める意見があります。
川尻児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童数の推計と施設規模から当面待機児童が増加する見込みです。
公文書館	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的公文書を保管する総合事務所第1別館地下書庫が手狭になっています。
城山障害者デイサービスセンターつくしの家	<ul style="list-style-type: none"> ・城山障害者デイサービスセンターつくしの家は、現在、指定管理者である民間事業者が運営しており、民間事業者と市の役割分担のもと事業の移管などサービス提供の在り方を検討する必要があります。

(3) 施設管理面の課題

施設等	課題等
城山総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・城山総合事務所は空調制御がフロア単位となっているため、諸室の利用状況によってはエネルギー効率が悪いことがあります。
城山保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・両施設とも、城山公民館、あじさい会館城山分室という貸館機能があるため、土日祝日を含め年間を通じて夜まで開館しているなど、維持管理コスト面で非効率な部分があります。

6 再編方針

城山総合事務所周辺の公共施設の現状や課題を踏まえ、再編に向けた3つの目標と7つの基本方針を次のとおり定めます。

(1) 目標(目指すべき姿)

- 目標1** 市民や利用者にとって利用しやすい窓口サービス、貸室サービスの提供を目指します。
- 目標2** 既存の土地や建物を有効活用し、利便性の向上と財政負担の軽減の両立を目指します。
- 目標3** 同一のサービスを集約・一元化することにより、管理・運営の効率化を目指します。

(2) 基本方針(目標達成のための基本原則)

老朽化した城山総合事務所本館は、解体して駐車場として活用します。

未改修の城山総合事務所第1別館は、低層階に施設・機能を集約します。

比較的新しい城山保健福祉センターの建物を有効利用します。

窓口・事務室、貸室などの機能ごとに同じ建物又は同じフロアに集約します。

あじさい会館城山分室を廃止し、城山公民館に市民利用施設(貸室)を集約します。

青少年相談センター城山相談室に、相談指導教室はるばやしを集約します。

集約化等により発生し、未利用となった土地・建物は転用又は売却します。

目標と方針の関係

基本方針		目標1 (利便性 向上)	目標2 (土地・建 物の有効 活用)	目標3 (管理・ 運営の効 率化)
建物	老朽化した城山総合事務所本館は、解体して駐車場として活用します。			
	未改修の城山総合事務所第1別館は、低層階に施設・機能を集約します。			
	比較的新しい城山保健福祉センターの建物を有効利用します。			
機能	窓口・事務室、貸室などの機能ごとに同じ建物又は同じフロアに集約します。			
	あじさい会館城山分室を廃止し、城山公民館に市民利用施設(貸室)を集約します。			
	青少年相談センター城山相談室に、相談指導教室はるばやしを集約します。			
土地	集約化等により発生し、未利用となった土地・建物は転用又は売却します。			

7 施設配置計画

(1) 配置計画の考え方

再編方針で示した基本方針に基づく配置計画の考え方は次のとおりです。

城山総合事務所には、城山地区の行政運営の拠点として、これまで分散していた窓口・事務室機能、青少年相談センター相談指導教室はるばやしを集約し、サービスのワンストップ化、事務の効率化を図るとともに、既存スペースを活用し、青少年相談センターの機能集約・スペース拡充や児童クラブの待機児童対策への活用など、行政サービスの充実を図ります。

現在の城山保健福祉センターには、城山公民館とあじさい会館城山分室における貸室機能を集約し、これまでの保健センター諸室のスペースも含め公民館に用途変更し、もみじホール城山とあわせて市民活動・文化の拠点の形成を目指します。

集約により未利用となった土地・建物は、将来の活用見込みを検討した上で、市としての活用が無い場合は、売却を基本に検討します。

配置のコンセプト

市民活動・文化の交流拠点

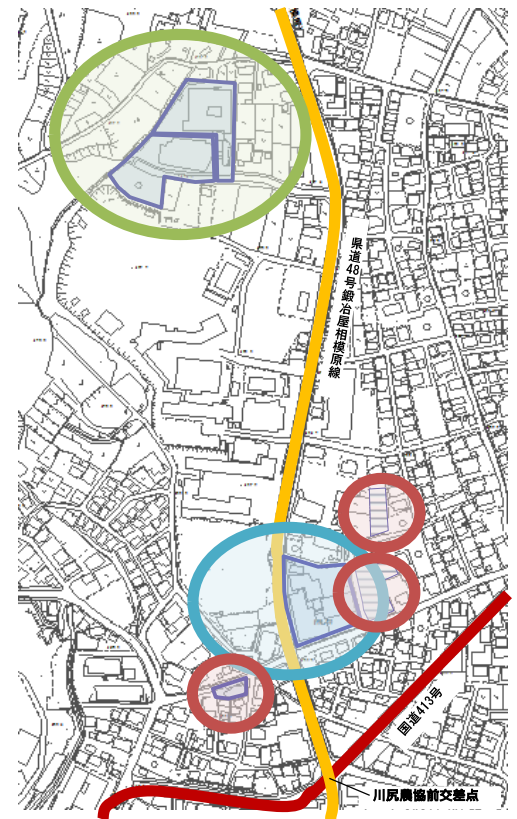
保健福祉センターを公民館に用途変更し、市民活動スペース（貸室）の集約化・充実等により、市民活動の拠点性の向上を図ります。

未利用資産の有効活用

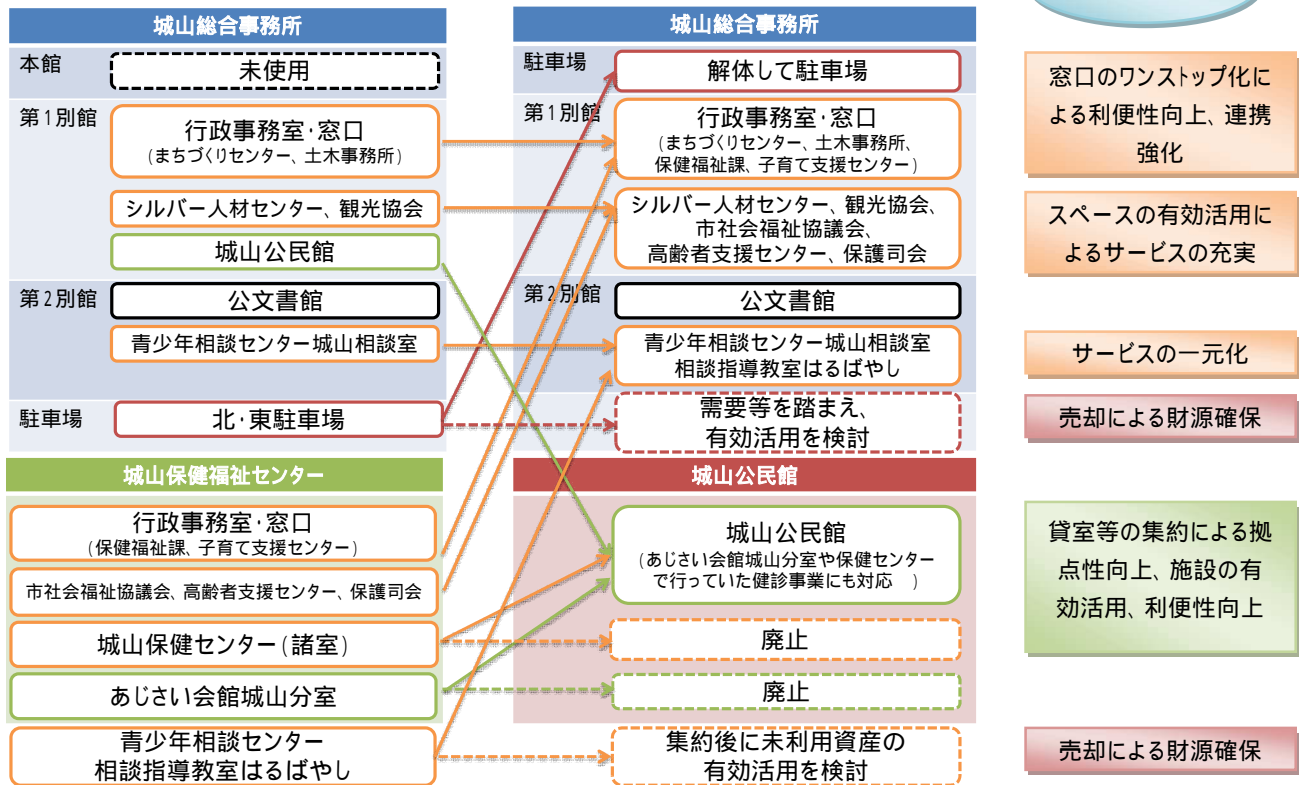
集約化により未利用となった土地は売却等により、財源の確保を図ります。

城山地区の行政運営の拠点

窓口・事務室（関連団体含む）を総合事務所に集約し、サービスのワンストップ化を図るとともに、既存スペースを活用した行政サービスの充実を図ります。

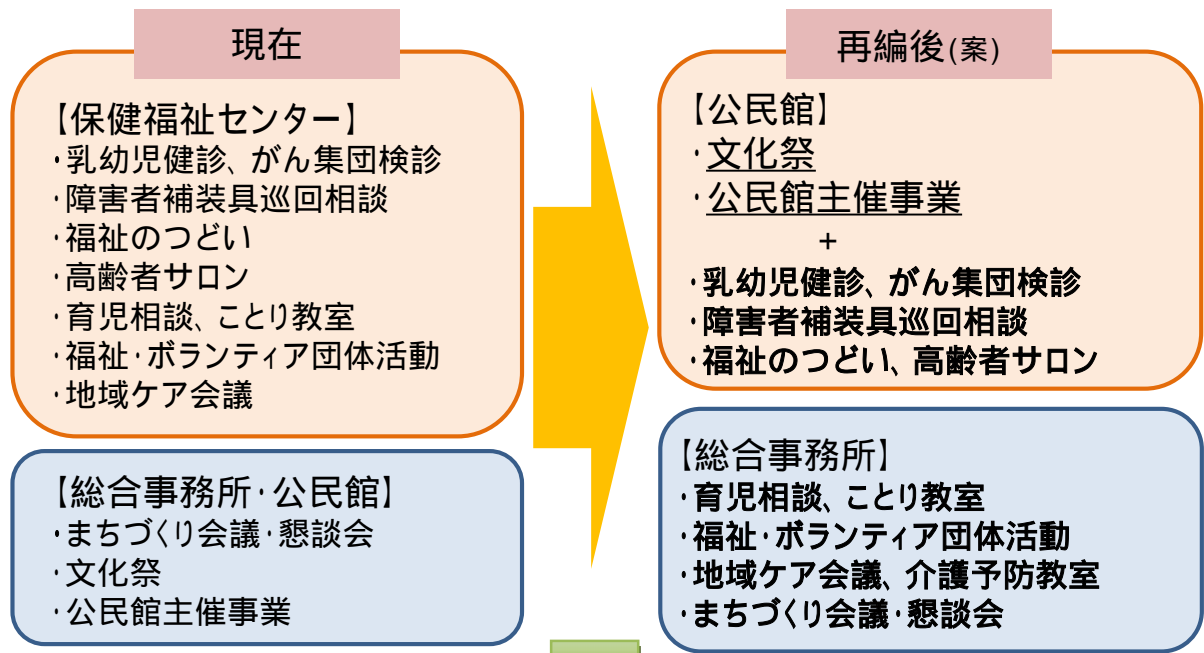


機能の再編イメージ



- 効果・狙い
- 窓口のワンストップ化による利便性向上、連携強化
 - スペースの有効活用によるサービスの充実
 - サービスの一元化
 - 売却による財源確保
 - 貸室等の集約による拠点性向上、施設の有効活用、利便性向上
 - 売却による財源確保

再編後の事業展開・活動イメージ



- ・総合事務所に行政機関、福祉関係団体を集約することで、ワンストップ化によるサービス向上や連携を強化し、地域課題への取り組みや地域福祉の向上を図ります。
- ・保健福祉センターを公民館に用途変更した後も、現在の保健福祉事業等は、総合事務所や公民館を活用して継続します。
- ・様々な地域活動の場である公民館を更に活用して、地域福祉、高齢者福祉などの充実を図ります。

(2) 相模原市公共施設マネジメント推進プランとの整合

今回の再編に当たっては、相模原市公共施設マネジメント推進プランで示した施設分類ごとの将来の施設配置の基本的な考え方に基つきながら、配置計画を検討しました。

区分	施設配置の基本的な考え方	今回の再編における考え方
市役所本庁舎、区合同庁舎、総合事務所内にあるまちづくりセンター	市役所本庁舎、区合同庁舎、総合事務所内にあるまちづくりセンターについては、地域の拠点として、将来も維持していくことを基本とし、複合化を検討する。	・城山保健福祉センターで実施していた 窓口サービスを城山総合事務所に集約 し、窓口サービスのワンストップ化による 利便性向上 を図ります。
総合事務所	津久井地域における行政運営の拠点として、計画的・効率的な保全を実施しながら将来も維持していくが、必要に応じて老朽化が進んでいる建物については、周辺施設も含めた中で、施設の再編・再配置を検討する。	・城山保健福祉センターで実施していた 保健事業の実施環境は確保 しつつ、再編に伴い保健センターとしての施設の位置づけは廃止します。
保健施設	計画的・効率的な保全を実施しながら将来も維持していくが、必要に応じて、周辺施設も含めた中で、施設の再編・再配置を検討する。	
公民館等	地域住民の様々な活動拠点や学び合いの場としての重要性を考慮し、学校など周辺の施設との複合化、多機能化、また、利用状況を踏まえた規模の見直しや集約化を検討する。なお、公民館を学校に複合化する場合は、諸室の一体化を検討する。	・地域住民の活動場所、福祉団体の活動場所として、城山公民館とあじさい会館城山分室がそれぞれ別々に確保していた貸室を、 公民館として保健福祉センターの建物に複合(統合) することで、 地域住民活動の拠点性の向上 を図ります。
その他社会福祉施設(あじさい会館)	高齢者、障害者等の交流や、社会福祉関係団体の活動の場など、社会福祉の総合的な拠点として必要な機能について検証した上で、他の施設との複合化や多機能化を検討する。	
青少年相談センター	相談しやすい環境が確保されることを前提に、他の施設との複合化を検討する。なお、相談指導教室については、利用状況等を踏まえ、集約化も含めて検討する。	・第1別館と 出入口が独立し、フロアを単独で使用 できる第2別館の2階に城山相談室と相談指導教室はるばやしを 複合集約 することで、 子どもたちが安心して相談・通室できる環境を確保 しつつ、 受入スペース拡充と運営の効率化 の両立を図ります。

(3) 総合事務所の施設配置の考え方

再編後の総合事務所では、これまで分散していた行政窓口機能及び市関係団体事務室を集約化します。

これらの施設配置に当たっては、各施設や窓口の目的、性質、利用状況、関連性等を考慮しながら利便性の高い配置を目指すとともに、現状の諸室の機能や構造を生かし、出来る限り、事業費を抑制する計画とします。

なお、バリアフリーへの配慮事項としては、床仕上げや手すりなどの改修について検討します。

総合事務所の配置イメージ

棟名	階	配置	配慮事項等
第1別館	1階	城山まちづくりセンター 城山保健福祉課 緑子育て支援センター母子保健班城山担当 市関係団体事務室	・利用者の多い又は福祉関係の窓口・事務室を配置
	2階	緑土木事務所城山班 (仮)第2川尻児童クラブ 会議室・諸室	・市の事務室及び児童クラブの増室に活用 ・まちづくり会議や打ち合わせ会議、保健事業などに使用する会議室等を配置
	3階	市関係団体事務室・諸室	・市関係団体を可能な限り同一フロアに集約 ・改修を伴わない範囲で行政事務に必要な物品等を集約
	4階	行政利用(市民の出入は行わない)	
第2別館	1階	入口・共用部	
	2階	青少年相談センター城山相談室 青少年相談センター相談指導教室はるばやし	・フロアを独立して使用することで、子どもたちが安心して相談・通室できる環境を確保しつつ、受入スペースを充実
	3階	公文書館	・これまでと同様

総合事務所のレイアウトは、今後の詳細配置の検討や市の組織改編、各施設の利用状況等により変更となる可能性があります。

(4) 公民館に確保する諸室等の考え方

再編後の公民館では、あじさい会館城山分室が担ってきた役割に加え、城山保健福祉センターで行ってきた健診事業等の一部を会場として使用することを想定しています。

このため、貸室については、多様な活動に対応できるよう、利用状況やニーズを踏まえて15室程度を確保します。また、貸室以外のロビーなどの共用部分は、既存の建物が持つゆとりある空間を生かし、多くの人が集いやすくなる機能配置を目指します。

なお、諸室の配置等については、公民館利用者の意見等を踏まえた検討を行うことで、生涯学習活動の場の充実が図られるよう目指してまいります。

再編前と再編後の貸室・諸室

(単位：室)

諸室名		再編前		再編後	備考
		城山公民館	城山保健福祉センター	城山公民館	
貸室	大会議室	1	0	1	乳幼児健診事業や保健福祉事業等にも活用稼働率を勘案して和室を減らし、様々な活動に対応した多目的室を増やす。
	中会議室(～100㎡)	1	2	4	
	小会議室(～50㎡)	3	0	2	
	体育室・多目的室	1	1	5	
	和室・茶室	2	1	2	
	料理実習室	1	0	1	保健福祉事業等にも活用
貸室数合計		9	4	15	
貸室延床面積(㎡)		1,183	409	1,156	
貸室以外 の諸室	保育室	1	0	1	現状と同程度の規模の確保に努める。
	図書室	1	0	1	
	コミュニティ室	1	0	1	
	保健センター諸室(健診室・集団指導室・準備室・栄養指導室)	0	8	0	再編後の公民館及び総合事務所を活用して事業を実施
	その他	0	9	2	休憩室は憩いのスペースとして継続し、ヘルストロンルームは、機器の状況を踏まえながら、継続(暫定)する方向で検討

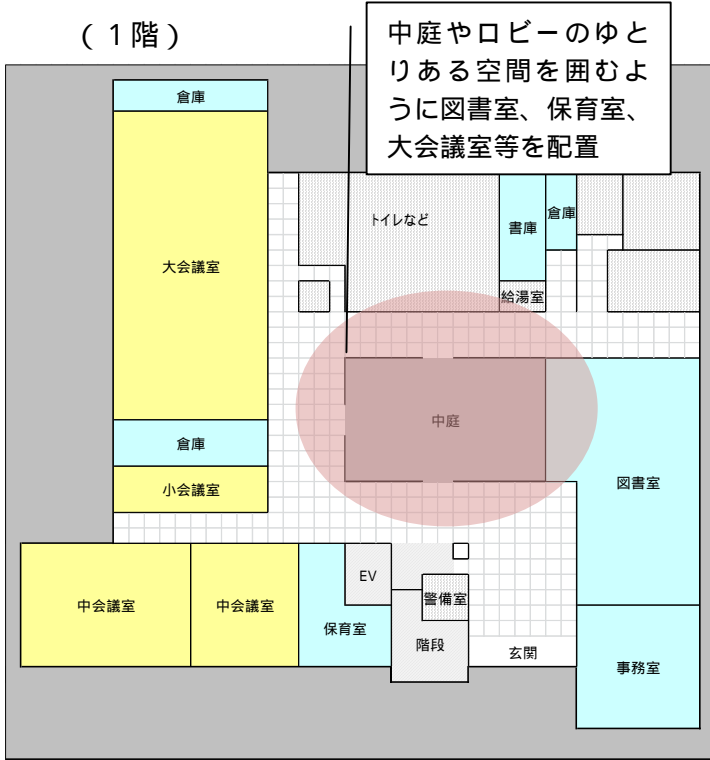
下線は、有料化の対象となる部屋

「その他」は、保健福祉センターの建物内にある部屋のうち、あじさい会館城山分室(貸室)、城山保健センターとして利用している部屋以外の諸室(貸室ではない会議室、市関係団体が目的外使用している部屋、ヘルストロンルーム、休憩室)

部屋数や面積は、今後の詳細レイアウトの検討により変更となる場合がある。

公民館諸室の配置イメージ等

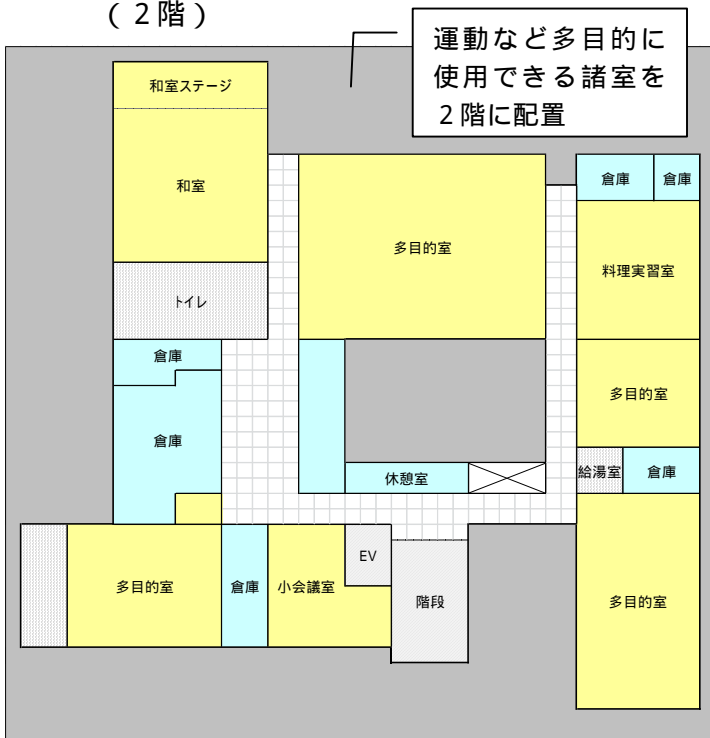
(1階)



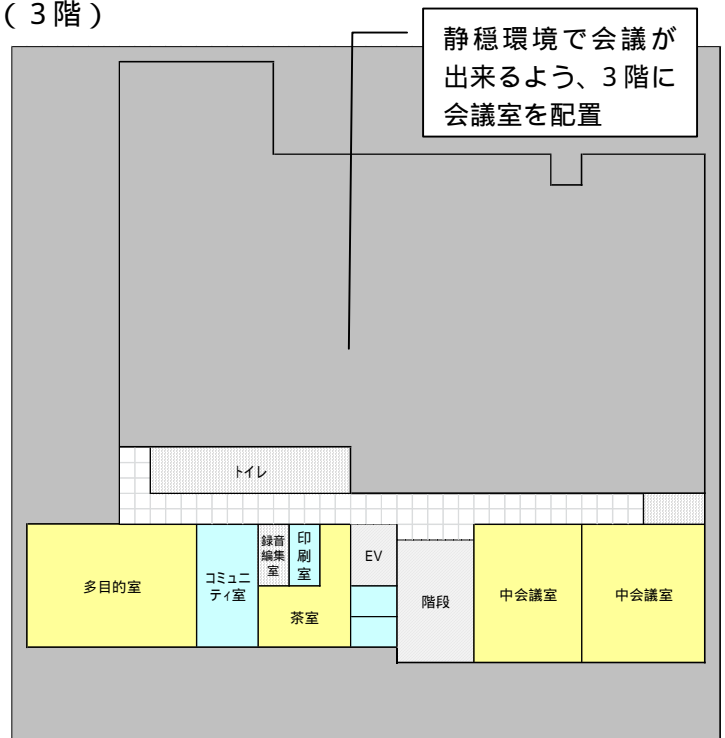
図書室イメージ



(2階)



(3階)



黄色の部屋が、公民館の貸室（有料）として使用できる部屋です。
今後の詳細レイアウトの検討により変更となる可能性があります。

(5) 駐車場の台数確保の考え方

ア 想定駐車台数の試算

現在の駐車場利用状況をもとに、再編後の駐車場の利用状況を想定しました。

(駐車場利用状況調査)

- ・ 平日の駐車場利用台数を調査し、各施設の平日利用台数を想定した。
- ・ 土休日の駐車場利用台数を調査し、各施設の土休日の利用台数を想定した。
- ・ 公民館の休館日(第4月曜日)の駐車場利用台数を調査し、公民館を除く総合事務所の駐車場利用台数を想定した。
- ・ 平日及び土休日のもみじホール城山イベント開催時の駐車場台数を調査し、イベントの駐車場利用台数を想定した。
- ・ 平日の健診事業実施時の駐車場台数を調査し、健診の駐車場利用台数を想定した。
- ・ A M、P M、夜間で調査を行い、一日の平均・最大駐車台数から想定した。

再編後の想定駐車台数

(単位 : 台)

駐車場		通常時 (平日)	健診時 (平日)	イベント時 (平日)	通常時 (土休日)	イベント時 (土休日)
城山総合事務所 (85 台)	平均		41		-	
	最大		56		-	
公民館 + もみじホ ール城山 (80 台)	平均	12	37	55	16	62
	最大	20	56	92	16	91

再編後の城山総合事務所は、土休日の窓口開庁時を除いて利用がほぼないと想定

イ 駐車場台数の確保に向けて

再編後の駐車場利用台数を想定した場合、城山総合事務所については、平均で41台、最大で56台であり、現在の駐車場台数85台でも十分足りることが想定され、北駐車場(30台)を使用しなくても概ね対応可能と考えられます。

一方、城山公民館及びもみじホール城山については、健診事業やイベントのない日については現在の駐車場台数80台でも足りませんが、イベント時には駐車場台数が10台程度不足することが想定されます。

これまでも、もみじホール城山のイベント時には、近隣の駐車場を借りるなどの工夫をしているところですが、今後についても、イベント時を想定した駐車場の確保策について検討を進めていく必要があります。

もみじホールイベント時の駐車台数確保策

- ・ 近隣の駐車場の活用(協力)
- ・ 現城山保健福祉センターの臨時公用車駐車場の開放
- ・ 城山総合事務所駐車場の利用
- ・ 利用者の相乗りによる来館の促進
- ・ 公共交通機関や自転車等による来館の促進

8 再編の実施による効果等

(1) 延床面積の削減

城山総合事務所本館の解体及び青少年相談センター相談指導教室はるばやしの集約化により、延床面積を約1,538㎡削減することができます。

また、第1別館の一部を備品置場等に活用することにより、使用面積の削減を図ることが出来ます。

延床面積・使用面積

(単位：㎡)

施設名		再編前		再編後		比較増減	
		延床面積	使用面積	延床面積	使用面積	延床面積	使用面積
城山総合事務所	本館	1,287	0	0	0	-1,287	0
	第1別館	3,822	3,822	3,822	3,057	0	-765
	第2別館	1,617	1,617	1,617	1,617	0	0
城山保健福祉センター		2,808	2,808	2,808	2,808	0	0
青少年相談センター相談指導教室はるばやし		251	251	0	0	-251	0
合計		9,785	8,498	8,247	7,482	-1,538	-765

(2) 施設に関するコストの削減

現状のまま施設を維持した場合と今回の再編案を実施した場合で、今後20年間の施設に関するコストを比較しました。

試算の結果、今回再編を行った場合、再編による費用はかかるものの、将来発生するその後の大規模改修費や更新費、更には毎年の維持管理費の削減が図られることにより、現状のまま維持する場合と比較して、20年間の累計コストで約5.5億円のコスト削減が図られることが見込まれます。

総合事務所第1別館の耐用年数を60年として、2020年度から今後20年間使用すると想定

(試算の前提条件)

- ・改修・更新・解体の単価は、相模原市公共施設白書の単価を使用する。
- ・築30年(第1別館は45年)で改修を行うこととする。
- ・築60年で更新を行い、更新の際は現在の建物と同様の構造で延床面積を10%削減する。
- ・維持管理費は、平成27年度実績(光熱水費、委託費の一部)を延床面積で按分した費用で計上する。(総合事務所は、開館日数及び開館時間の見直し分を想定して試算)
- ・社会的割引率は、「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引き(内閣府民間資金等活用事業推進室(2016))」を参照に2.6%とする。
- ・物価変動などの社会的要因を考慮しない。

施設に関するコスト

(単位：百万円)

項目・内容		現状のまま	再編後	増減比較
再編費用、 改修・更新 費等	機能再編	0	75.5	-75.5
	城山総合事務所本館解体・受変電設備移設等	0	259.5	-259.5
	大規模改修・更新費等	2,890.4	1,983.4	907.0
	合計	2,890.4	2,318.4	572.0
年間維持管理費		102.4	92.6	9.8
累計コスト(10年間)		2,320.4	1,993.6	326.8
累計コスト(20年間)		3,815.9	3,263.1	552.8

(3) 再編の実施による効果

再編の実施による効果について、再編方針で掲げた3つの目標（市民の利便性の向上、土地・建物の有効活用、管理・運営の効率化）の視点でまとめました。

ア 市民の利便性向上

- ・城山総合事務所内に窓口機能を集約することで、各種手続の利便性向上が図られるとともに、あわせて市関係団体事務室を集約することにより、行政と市関係団体の連携強化が期待できます。
- ・現在の城山保健福祉センターを城山公民館に用途変更し、貸室機能の集約や利用実態に合わせた諸室の見直しを行うことで利便性の向上が図られるとともに、隣接するもみじホール城山と一体的な市民活動の拠点として、施設利用の活性化が期待されます。また、現在よりも新しい施設を市民利用できるようになるなど、快適性の向上が図られます。

イ 土地・建物の有効活用

- ・これまで分散していた余剰スペースを城山総合事務所に集約することで、児童クラブの待機児童対策の充実や青少年相談センターの相談・通室環境の充実など、地域で不足している行政サービスでの活用などが期待できます。
- ・再編により未使用又は余剰となった土地や建物を売却することで、再編に係る事業費の財源確保が期待できます。

ウ 管理・運営の効率化

- ・各種窓口や貸室など、機能ごとに集約化することにより、必要なサービスや環境を確保しつつ、業務の効率化が期待できます。
- ・これまでは、城山総合事務所と城山保健福祉センターにそれぞれ窓口と市民利用施設が分散していたため、両施設ともに開館日、開館時間が長くなっていましたが、今回の再編で事務室・窓口（城山総合事務所）と市民利用施設（公民館）に分けることにより、建物ごとに開館日や開館時間の統一化が図られ、施設の維持管理費の削減が期待できます。

再編による効果

視点	再編の実施による効果
市民の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口等の集約により各種手続き等の利便性が向上します。 ・市民利用施設（貸室）の集約化による利便性が向上します。 ・公民館ともみじホール城山が隣接することで市民活動や施設利用の活性化が期待できます。 ・現在よりも新しい施設を公民館として市民が利用できます。
土地・建物の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで分散していた余剰スペースを城山総合事務所に集約することで、児童クラブの待機児童対策の充実や青少年相談センターの相談・通室環境の充実など、地域で不足している行政サービスでの活用などが期待できます。 ・再編により未使用又は余剰となった土地や建物を売却することで、再編に係る事業費の財源確保が期待できます。
管理・運営の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・機能ごとに集約化することにより、必要なサービスや環境を確保しつつ、業務の効率化が期待できます。 ・建物ごとに開館日や開館時間の統一化が図られ、施設の維持管理費の削減が期待できます。

9 再編に係る概算事業費

今回の再編の実施に係る概算事業費を、既存建物を活用した機能再編に係る費用と、その後の本館解体や受変電設備の移設等に係る費用の二つに分けて試算しました。

試算の結果、総合事務所本館の解体及び受変電設備の移設等に係る費用が大きいことから、本館解体等に当たっては、今後想定される総合事務所第1別館の大規模改修等を見据え、実施時期や実施方法について詳細な検討を行う必要があります。

また、今後の財源確保策として、再編により未利用となった土地を売却することを検討します。

再編に係る概算事業費

(単位：百万円)

項目・内容		機能再編	本館解体等
概算事業費（改修工事費、移転経費等）		75.5	259.5
財源内訳	市債	14.9	83.6
	一般財源	60.6	175.9

現時点で想定しているレイアウトに基づく間仕切り改修等に必要な費用や法適合への対応等に必要な工事費、移転経費、システム経費等を見込む。

消費税は10%で試算

再編により未利用となった土地を売却した場合、機能再編に伴う土地の売却で約39.3百万円、本館解体等に伴う土地の売却で約124.4百万円の収入が見込まれる。

10 今後のスケジュール等

今回の再編は、大規模な改修や建て替えを伴わず、レイアウト変更など簡易な対応により、短期間で実行でき、かつ効果的な計画となるよう、以下のスケジュールを基本に進めていきます。

(1) 設計・改修計画の検討

機能再編に向け、本方針に基づく実施設計を行い詳細なレイアウト検討を行うとともに、具体的な施工計画や移転計画を検討します。

また、再編後の各施設における事業の実施方法や施設の運用・管理方法の検討を行います。

(2) 機能再編（第1ステップ）

本再編の効果を早期に発揮できるよう、第1ステップとして、城山総合事務所への窓口・事務室機能の集約、城山保健福祉センターの公民館への用途変更を行います。

なお、今回の再編は、現在の窓口サービスを行いながらの改修・移転のため、改修工事期間中は、施設の一部又は全部を休館するとともに、移転日をずらしながら段階的に供用していくことも考えられます。

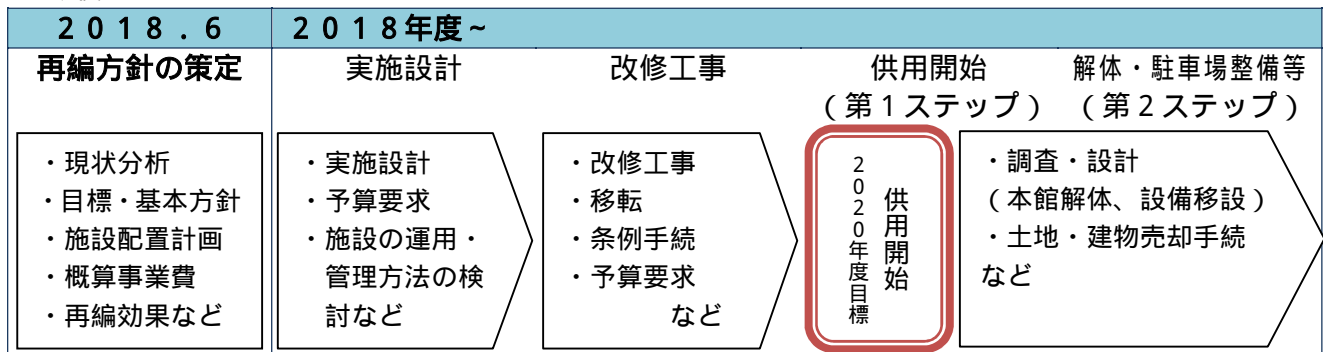
(3) 本館解体等（第2ステップ）

本館の解体及び解体に伴う受変電設備等の移設、その後の駐車場整備等については、工事規模が大きく、事業費もかかることから、機能再編（第1ステップ）後に、今後見込まれる大規模改修や更新などの費用も見据えた中で、最も効果的な手法を選択していきます。

第2別館や公民館についても、施設の老朽状況を踏まえながら、大規模改修をはじめとした適正かつ計画的な維持管理に努めます。

また、土地の売却等に当たっては、サウンディング調査*等による民間ニーズの把握など、最も効果的な手法を選択していく必要があります。

今後のスケジュール

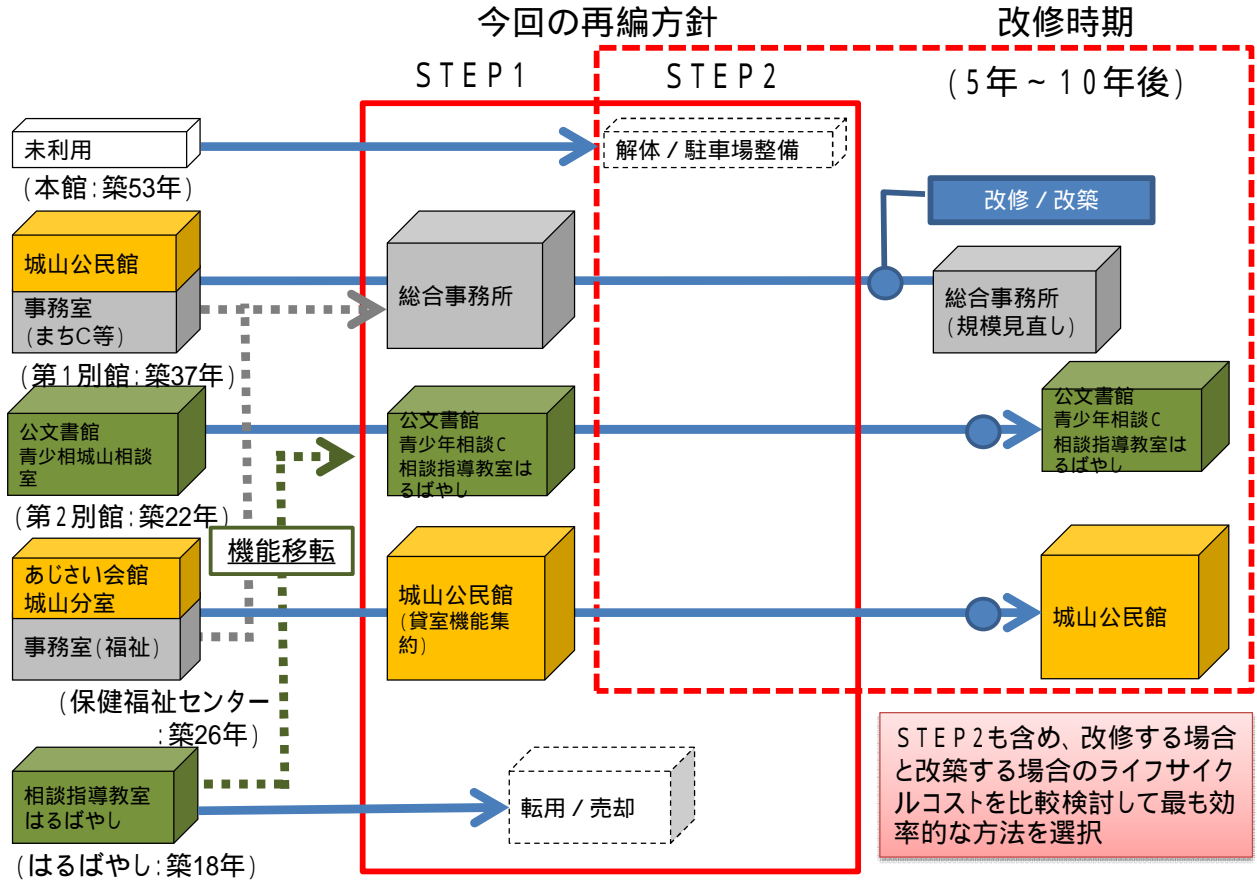


今後の検討や関係者との調整等によりスケジュールは変更となる可能性があります。

保健所及び保健センター条例、市民福祉会館条例、公民館条例

*案件の内容・公募条件等を決定する前段階で、公募により民間事業者の意向調査・対話を行い、効果を最大限に高めるための諸条件の整理を行うもの。

今回の再編と将来的な改修・更新イメージ



参考 再編方針の検討経過

今回の再編方針の策定に当たっては、関係する部署・団体が多岐にわたることから、庁内検討組織である「城山総合事務所周辺公共施設再編連絡調整会議」を設置し、庁内調整を行うとともに、地域住民や施設利用者の意見を反映するため、地区まちづくり会議や自治会長会議、各施設の利用者団体への説明等のほか、公民館運営協議会の中に「公民館改修等検討会」を設置して検討を行いました。

時期	取組内容
平成 29 年 2 月	新・相模原市総合計画 後期実施計画において、平成 29 年度～平成 31 年度の 3 年間に実施する事業として、「城山総合事務所周辺の公共施設再編の推進（再編の検討）」が位置付け
平成 29 年 5 月 ～平成 30 年 2 月	庁内検討組織として、関係課の課長級で構成する「城山総合事務所周辺公共施設再編連絡調整会議」を設置し、庁内調整（計 4 回）及び同担当者会議（計 4 回）を実施
平成 29 年 7 月 ～12 月	再編に関する団体等への説明 地域団体への説明 ・地区まちづくり会議への説明（7 月） ・自治会長会議への説明（7 月） ・市関係団体への説明・ヒアリング（各団体へ 1 回以上説明） 公民館、城山保健福祉センター利用者等への説明 ・公民館運営協議会への説明（8 月） 検討結果報告（11 月） ・公民館施設改修検討会での議論（3 回：8 月、9 月、10 月） ・公民館利用者団体への説明（8 月） 検討結果報告（12 月） ・あじさい会館城山分室利用者団体への説明（8 月） ・保健福祉センター利用福祉団体への説明（8 月）
平成 29 年 11 月	一般の方を対象とした地域説明会を開催（7 日、11 日の 2 回）
平成 29 年 12 月 ～平成 30 年 1 月	再編方針案への意見募集（自治会回覧、窓口、緑区ホームページにて周知） ・意見者数 12 人、意見 35 件
平成 30 年 月	「城山総合事務所周辺公共施設再編方針」策定

地域説明や回覧等による意見募集での主な意見抜粋

1. 再編方針について

- ・なぜ再編が必要なのか。今のままでは駄目なのか。
- ・城山地区全体で再編を考えるべきではないか。
- ・機能やサービスを維持しつつ、施設を集約することで財政負担の軽減を図ることは良いことである。
- ・窓口サービスのワンストップ化が図られることは良いことであり、賛成である。
- ・城山保健福祉センターを公民館にすることに賛成である。
- ・再編により市民活動スペースが十分に確保されなくなるのではないかと不安である。
- ・再編により、公民館ともみじホールの駐車場不足が懸念される。
- ・再編後の公民館は、公共交通でのアクセスが不便である。
- ・青少年相談センター相談指導教室はるばやしを集約することで、子どもたちが安心して通える環境が確保されなくなるのではないかと。

2. レイアウトや利用方法について

- ・福祉の窓口は1階に配置してほしい。プライバシーへの配慮をお願いしたい。
- ・待機児童対策の充実は重要である。
- ・市民活動の充実のために利用しやすい諸室や機能を確保してほしい。
- ・利用しやすい公民館の予約方法を検討してほしい。

3. 未利用資産の売却等について

- ・一度売却すると2度とその土地は手に入らないため、売却を前提とせずに、将来的な活用見込みなども考慮して検討してほしい。

4. 事業費・事業効果について

- ・再編に係る事業費や事業効果を示してほしい。

5. 計画の進め方、市民意見の反映、スケジュールについて

- ・この計画を知る住民の少なさと意見の積み上げがないため、計画には反対である。
- ・市民の声を聞いて、市民が活動しやすい環境づくりをお願いしたい。
- ・2020年度の供用開始は決定事項か。

意見の詳細と市の考え方

1. 再編方針について

	意見	市の考え方
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ再編が必要なのか。今のままでは駄目なのか。 ・城山総合事務所を最終的には廃止し、人件費をなくすのか。地域の活動から手を引き、城山地区周辺の公共施設をすべて売却し、赤字財政補填が開発のための資金に充当するののかと、市民活動を維持し発展させる地域づくりを目指しているとは思えない。 ・民間でできないことを補うことが公的役割だと思う。もう一度考え直してほしい。 ・なぜ、城山だけなのか、背景がよくわからない。財政が厳しいならば、もっと大胆な再編が必要なのではないか。小・中・高のグラウンド、建物を含めて再編が必要なのではないか。 ・今の総合事務所と公民館がある場所に新しい施設を新築するのが良いと思う。 ・少子化で人口が減っていくので、今回のような取組を進めて、建物にお金をかけないように工夫して城山地区でも役所の業務を続けてほしい。 ・施設がまとまれば費用も安く済むと思うので賛成である。 ・窓口施設のワンストップ化、貸出施設の一本化により、必要とする施設の明確化が図られ、分かりやすく利用しやすくなり、財政負担の軽減が図られることは良いことと思う。 ・行政機関を総合事務所第1別館と第2別館に集約し、保健福祉センターを公民館活動の拠点にすることに概ね賛成である。 	<p>市では、昭和40年代から昭和50年代に整備した多くの公共施設の老朽化が進み、近い将来、一斉に更新時期を迎える中、今後の厳しい財政状況の中で全ての公共施設をこれまでと同様に維持していくことは困難な状況です。</p> <p>このため、真に必要な公共サービスを維持するためにも、既存ストックの有効活用を含め、施設の複合化や多機能化、集約化等による施設に係るコストの削減を図ることが重要であり、できることから公共施設の適正化について取り組んでいく必要があります。</p> <p>城山総合事務所周辺は、施設の老朽化のほか、窓口サービスや市民活動スペースの分散、未利用スペースの存在といった課題があり、こうした問題に対する地域からの要望等も踏まえた中で、公共施設マネジメントのモデル事業として検討を進めているものです。</p> <p>今回の再編は、城山総合事務所周辺の既存の建物を有効利用し、大規模な改修や建替えを行わず、短期的に実行でき、かつ効果的な計画とすることを目指していますが、御意見にありますとおり、施設の建替えの時期などにおいては、地域全体の施設のあり方も含めた検討が必要であると考えています。</p> <p>地域や施設を利用している皆様に公共施設マネジメントの取組の必要性を御理解いただきながら、将来にわたり真に必要な公共サービスを維持してまいりたいと考えています。</p>
窓口サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口をひとつにまとめてもらうことはとても助かる。 ・子ども連れであちこち行くのは大変なので、窓口がまとまるのはいいと思う。 ・窓口施設のワンストップ化、貸出施設の一本化により、必要とする施設の明確化が図られ、分かりやすく利用しやすくなり、財政負担の軽減が図られることは良いことと思う。 	<p>城山総合事務所内に窓口機能を集約することで、各種手続きのワンストップ化によるサービス向上を目指すとともに、市関係団体事務室を集約することにより、行政と関係団体の連携強化を図ってまいりたいと考えています。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の老朽化対応や窓口業務集約によるワ ンストップ化は住民サービス向上に資するの で賛成である。 	
城山 公民館 ・ 城山保 健福祉 センタ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉センターはきれいで使いやすい建 物なので、公民館になると住民利用の機会は 増えるので、賛成である。 ・公民館と保健福祉センターはそれぞれ会議 室等の似たような機能があり、統合しても良 いと思う。 ・現在の公民館より新しい施設を使えること はありがたい。 ・城山保健福祉センター 1 階の健診室を夜間 の利用と休日、祝日に一般の文化活動、体育 活動にもっと開放してほしい。 	<p>施設として比較的新しい城山保健福祉センタ ーを公民館に用途変更し、貸室機能の集約や利 用実態にあわせた諸室の見直しを行うことで、 これまでの公民館やあじさい会館城山分室で実 施していた活動や、保健センターにおける健診 事業等の実施環境を確保しつつ、隣接するもみ じホール城山と一体的な市民活動の拠点として 充実を図ってまいりたいと考えています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・現在も公民館の利用率は高く、城山保健福 祉センターの建物では貸室が足りないのでは ないか。 ・公民館利用団体と合わせ、多くの団体が利 用するようになると、利用できなくなること が不安である。 ・もみじホール城山の駐車場はイベント時に 不足することがあり、公民館が移転すること で更に不足することが考えられるが、その対 策はどうするのか。 ・公民館が総合事務所入口バス停から遠くな り、公共交通を利用して公民館を利用する人 にとっては不便になる。 ・再編後の公民館利用者のため、現在の保健 福祉センターバス停を通るバスの本数を増や して欲しい。 	<p>現状の公民館及びあじさい会館の利用状況を 踏まえると、平均稼働率としては十分に必要 な諸室を確保できると考えています。 レイアウトの検討に当たっては、多目的に使用 でき、かつ、できる限り利用者のニーズに沿 った施設となるよう検討します。</p> <p>再編後の駐車場利用台数を想定したところ、 現在と同様、もみじホールのイベント時に駐車 場が不足することが想定されますので、近隣の 駐車場の活用などによる対応を検討します。</p> <p>再編後の公民館はバス本数が多い総合事務所 入口バス停から遠くなり、また、城山保健福祉 センター近くのバス停は一日のバス本数が少な く、現在よりもバス利用によるアクセスが不便 になることが想定されます。 バスの本数を増やすことは現時点では考えて おりませんが、再編全体のメリットを考慮した 中で、利用者への御理解が得られるよう取り組 んでまいりたいと思います。</p>
青少年 相談セ ンター 相談指 導教室 はるば やし	<ul style="list-style-type: none"> ・はるばやしが総合事務所に集約されると、 子どもたちが通いづらくなるのではないか。 効率性だけでなく、子どもたちのことを一番 に考えてほしい。 ・はるばやしは、城山町の時代に不登校の子 どもたちが様々な活動ができるような施設と して建設した経過もあり、施設も比較的新し いことから、相談業務の事務室をはるばやし に移した方が良いのではないか。 	<p>城山相談室及び相談指導教室はるばやしは、 市内の相談室・相談指導教室の中でも利用者が 多く、現在の教室では年々増える需要に対応で きず、また、事務室が離れていることから十分 な相談環境が確保できていない状況です。 今回の再編では、総合事務所第 1 別館とは入 口が別の第 2 別館 2 階を相談室・相談指導教室 専用にするすることで、子どもたちのプライバシー 等に配慮しつつ、これまでよりも充実した相 談・通室環境を備えた配置を考えています。</p>

2. レイアウトや利用方法について

意見		市の考え方
総合事務所	・福祉の窓口は1階に配置してほしい。	総合事務所内の事務室等の配置に当たっては、利用者や目的に配慮ながら配置を検討します。
	・障害者を持つ親であるが、窓口では、人と会わないスペースを作るよう考えてほしい。	
	・児童クラブの待機児童対策を充実させることは重要である。	
	・学童保育はひとつの建物の方がいい。今の公民館に入ることを考える前に、良い所を見学して、子どもたちがより良く生活できる場として考えてほしい。	
公民館	・保健福祉センターに移る際は、使いやすいレイアウトにしてほしい。	現在の城山保健福祉センターは、再編後は公民館として利用する方向で検討を進めております。 レイアウトの検討にあたっては、公民館運営協議会の中に公民館改修等検討会を設置して、検討を行いました。 今後、各部屋の詳細については、利用者のニーズに沿った施設となるよう検討します。
	・城山保健福祉センターの運動室の諸器具の種類を増やし、体力の向上のための充実を図ってほしい。	
	・貸室の中に、カラオケ室を作り、時間貸してほしい。	
	・現在の公民館の大会議室と体育室と他の部屋の一部を公民館として残してほしい。	
	・城山保健福祉センター1階の大会議室は舞台、音響施設も造らないと聞いたが、設置してほしい。	
	・年度初めに利用申込を行い検討しているが、今後、広報等で利用可能な空室の情報を出してほしい。	
	・城山保健福祉センターの貸室は午前・午後・夜の時間区分を細かくし、借りやすくし、利用料金を取りやすくするべきである。	
	・再編後の公民館とあじさい会館の利用方法はどのようになるのか。	

3. 未利用資産の売却等について

意見	市の考え方
・駐車場については、一度売却すると2度とその土地は手に入らないため、売却を前提とせず、将来的な活用見込みなども考慮して検討して欲しい。	総合事務所駐車場の売却については、再編後の想定利用台数や将来の活用見込みを明らかにした上で、活用見込みが無い場合は、再編に係る財源確保のために売却を検討します。 なお、活用見込みの中には、民間への貸出も含めた中で、総合的な観点から検討を進めます。
・使わなくなった土地は駐車場にしたり、売却したりするとのことだが、民間に貸し出すことも検討してみてもどうか。	
・再編により得た収益は、城山のまちに使ってほしい。	

4. 事業費・事業効果について

意見	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 改修規模や事業費はどの程度かかる見込みか。 	<p>今回の再編は、大規模な改修や建て替えは行わず、レイアウト変更などの簡易な対応により、短期間で実行でき、かつ効果的な計画を目指しています。</p> <p>現在想定される概算事業費については、P 2 9 に示したとおり、機能再編で約 7 5 . 5 百万円、本館解体等で約 2 5 9 . 5 百万円と試算しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 再編によりどのくらいの効果があるのかを示したほうが良い。 	<p>P 2 7 に示したとおり、再編の効果による管理・運営の効率化により、今後 2 0 年間の累計コストで約 5 . 5 億円の効果が見込まれます。</p> <p>また、P 2 8 に示したとおり、コストの効果以外にも、再編により、市民の利便性向上、土地・建物の有効活用などが期待されます。</p>

5. 計画の進め方、市民意見の反映、スケジュールについて

意見	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> この計画を知る住民の少なさと意見の積み上げがないため、計画には反対である。 	<p>本方針の策定に当たっては、地域住民や施設利用者の意見を反映するため、地区まちづくり会議や自治会長会議、各施設利用者団体への説明等のほか、公民館運営協議会の中に検討組織を設置し、公民館レイアウトの検討を行いました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 詳細なレイアウト調整の際に、施設利用者の意見を聞いてほしい。 	<p>全体への説明・周知としましては、平成 2 9 年 1 1 月 7 日、1 1 日に地域説明会を開催するとともに、平成 2 9 年 1 2 月 1 日から平成 3 0 年 1 月 1 5 日にかけて、自治会回覧、窓口、ホームページ等による周知及び意見募集を行いました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉センターに入っている団体の意見も聞いてほしい。 	<p>また、城山総合事務所や城山保健福祉センターを事務所として使用している市関係団体に対しても説明を行い、御理解をいただきながら、事務室配置の検討を行いました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 市民の声を聞いて、役人の都合ではなく、市民が活動しやすい環境づくりをお願いしたい。 	<p>再編の実施に当たっては、引き続き地域や施設利用者の意見をうかがいながら、できる限り利用者のニーズに沿った施設となるよう努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 2 0 2 0 年度の供用開始は決定事項か。 	<p>今回お示ししたスケジュールは、短期間での実行を目標に、今後想定される手続きが順調に進んだ場合の最短スケジュールであり、今後の検討や関係者との調整により、変更となる場合があります。</p>

相模原市城山総合事務所周辺公共施設再編連絡調整会議設置要綱

(設置)

第1条 城山総合事務所周辺の公共施設再編に関する検討及び連絡調整等を行うための庁内組織として、城山総合事務所周辺公共施設再編連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 城山総合事務所周辺の公共施設再編に関する検討及び連絡調整に関すること。
- (2) その他城山総合事務所周辺の公共施設再編に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡調整会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 連絡調整会議の座長は、緑区役所区政策課長をもって充てる。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡調整会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 座長は、必要に応じて関係職員を連絡調整会議に出席させることができる。

(担当者会議)

第5条 連絡調整会議の円滑な運営を図るため、担当者会議を開催することができる。

2 担当者会議は、別表に掲げる構成員が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第6条 連絡調整会議及び担当者会議の庶務は、緑区役所区政策課で処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

別表(第3条関係)

情報公開課長
経営監理課長
公共建築課長
文化振興課長
地域福祉課長
障害政策課長
城山保健福祉課長
地域包括ケア推進課長
地域保健課長
こども・若者支援課長
緑子育て支援センター所長
緑区役所区政策課長
城山まちづくりセンター所長
青少年相談センター所長
生涯学習課長
城山公民館館長代理

城山総合事務所周辺公共施設再編に係る公民館改修等検討会に関する規定

- 1 相模原市公共施設マネジメント推進プランに基づく、城山総合事務所周辺の公共施設再編方針（以下「再編方針」という。）の策定にあたり、再編後の城山公民館の改修等について検討するため、城山総合事務所周辺公共施設再編に係る公民館改修等検討会（以下「検討会」という。）を設けるものとする。
- 2 検討会は、次に掲げる事項を検討する。
 - （１）再編後の公民館諸室のレイアウト案及び設備等に関すること。
 - （２）その他必要と認められる事項
- 3 検討会の委員は、運営協議会役員並びに運営協議会委員のうち城山地区社会福祉協議会の代表者、城山地区自治会連合会の代表者及び公民館サークルの代表者とする。
- 4 検討会に会長及び副会長をそれぞれ１名置き、委員の互選により選出する。
- 5 会長は、検討会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 この規定は、平成２９年８月１日から適用し、再編方針が策定されたときに廃止する。

城山総合事務所周辺公共施設再編方針

作成：平成30年 月

発行者・問い合わせ先：

相模原市 緑区役所 区政策課

〒252-0131

神奈川県相模原市緑区西橋本 5-3-21

相模原市役所緑区合同庁舎 5階

電話：042-775-8802 F A X：042-700-7002

相模原市 企画財政局 企画部 経営監理課

〒252-5277

神奈川県相模原市中央区中央 2-11-15

相模原市役所本庁舎 3階

電話：042-769-9240 F A X：042-754-2280

URL <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成30年3月26日

案件名	小中学校における医療的ケアの体制整備について							
所管	教育	局区	学校教育	部	学校教育	課	担当者	内線
概要	平成28年6月に施行された改正児童福祉法において、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(医療的ケア児)の支援体制の整備に係る地方公共団体の努力義務が規定され、その一層の支援が求められている。 特別支援学校だけでなく、公立小中学校においても、在籍する医療的ケア児への対応が求められているところであり、本市でも、医療的ケアを確実に実施することができる看護師を確保し、医療的ケア児が地域の小中学校で安心して学ぶことができる体制を整備することで、教育機会の確保・充実に努める。							
審議内容(論点)	小中学校における医療的ケアの体制整備について							
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名						
審議(希望)日	関係課長会議	平成30年	2月	21日	政策調整会議	平成30年	3月	26日
	局・区経営会議	年	月	日	政策会議	平成30年	3月	28日
日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期			報道への情報提供		なし
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供		資料提供	
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等		なし			
検討経過等	関係部局との調整		関係部局名等			調整項目		調整状況
	打合せ・会議の経過							
	月日		会議名等			内容		
	H29.10.11		支援教育ネットワーク協議会第1回医療的ケア体制整備検討部会			・検討内容、スケジュール等の確認		
	H29.10.25		同(第2回)			・医療的ケアの運営方法・主治医と学校の連携方法等の検討		
	H29.11.29		同(第3回)			・医療的ケアの運営方法・主治医と学校の連携方法等の検討		
H30.1.24		同(第4回)			・看護師の確保・緊急時の対応方法等の検討			
H30.2.7		第3回支援教育ネットワーク協議会			・医療的ケアの運営方法・主治医と学校の連携方法等の検討結果の確認			
備考	平成30年1月26日に、「第43回県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会」が開催され、児童生徒に医療的ケアを実施する看護師の研修等において4県市が連携することが確認された。本市においては、平成31年度を目指し、医療的ケア実施体制の整備について検討を進めることとされた。							
政策調整会議の結果等	原案を	上部庁議へ付議する。			(政策会議)			
これまでの庁議での主な意見	【関係課長会議】 養護教諭が医療的ケアを実施することはできないのか。 特別支援学校では、医師と看護師が常駐しており、研修を受けた教員が特定の医療的ケアを行うことができるが、地域の学校では、このような環境が整っていないため難しい。 看護師の配置は、合理的配慮の範疇と理解してよいのか。 インクルーシブ教育が推進される中、保護者が学校で医療的ケアを行えない場合、児童生徒が登校できなくなることから、学習権を守る意味でも看護師を配置することは合理的配慮と捉えることができる。 拠点校で事業を開始し、拡大していく方が財政負担が軽減されると思うがどうか。 送迎の課題もあるが、学区外の学校に通うのでは地域の学校に通っているとは言えないと考える。また、他の指定都市でも、モデル事業を実施する横浜市を除き、拠点校方式は採用していない。							
	【事務事業調整会議】 学校での医療的ケア実施に係る経費の積算根拠は何か。 訪問看護を活用するに当たって規定されている料金をもとに算出している。 医療的ケアの対象人数や事業経費については、他都市の事例や傾向をよく分析し精査されたい。							
	【政策調整会議】 看護師の確保に課題はないのか。 市内の訪問看護ステーションへの聴き取りによれば、5か所は対応可能との回答を得ている。 医療的ケア児数の推移をよく分析し、事業の全体像をより明確化すること。							

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

平成28年6月に施行された改正児童福祉法において、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(医療的ケア児)の支援体制の整備に係る地方公共団体の努力義務が規定され、その一層の支援が求められている。

特別支援学校だけでなく、公立小中学校においても、在籍する医療的ケア児への対応が求められているところであり、本市でも、医療的ケアを確実に実施することができる看護師を確保し、医療的ケア児が地域の小中学校で安心して学ぶことができる体制を整備することで、教育機会の確保・充実を図る。

(2) 事業スケジュール

平成30年4月～ 次年度(平成31年度)に就学する児童生徒のための就学相談の開始
医療的ケアの実施可否について附属機関で審議し、教育委員会で決定

平成31年4月 看護師の配置・研修、医療的ケア実施マニュアルの作成

平成31年7月 医療的ケアの開始

(3) 事業経費・財源

A 医療的ケアの実施対象者数の予測推移

毎年2人の医療的ケア児が入学し、痰の吸引や導尿を要する者が小学校第4学年で自立すると仮定。

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
医療的ケア児	3	5	7	9	11	13	15	17	19
自立	0	0	0	1	2	2	3	3	4
医療的ケア実施対象者	3	5	7	8	9	11	12	14	15

B 医療的ケアの種類等

医療的ケア	割合	実施主体	1日当たりの実施回数	単価	単位当たりの経費
痰の吸引	50%	訪問看護ステーション(委託)	随時	-	6,000千円/年
導尿	25%	訪問看護ステーション(委託)	2回	8,000円	16千円/日
経管栄養	25%	訪問看護ステーション(委託)	1回	8,000円	8千円/日

平成31年度に必要となる事業経費: 23,562千円(一財 15,921千円)

訪問看護ステーション利用料: 22,920千円(一財 15,280千円)

・痰の吸引: 6,000千円×3人=18,000千円

・導尿: 16千円×年間205日×1人=3,280千円

・経管栄養: 8千円×年間205日×1人=1,640千円

訪問看護ステーション追加料金(校外学習対応): 5千円(一財 4千円)

・日帰り: 1千円×5人=5千円

(平成34年度以降、日帰りに加え、宿泊を伴う校外学習にも対応: 1人当たり30千円)

医療的ケア運営委員会の運営費: 637千円

・運営委員会運営費: (医師30千円+看護師19千円)×3回/年=147千円

・校内医療的ケア検討委員会運営費: (主治医30千円+看護師19千円)×2回/年×5校=490千円

平成32年度以降に必要となる事業経費

毎年度平均5,696千円(一財 3,800千円程度)の増額となる。平成38年度には、事業経費が63,432千円(一財 42,827千円)となり、以降同額の事業経費を要する。

(4) 財源確保の考え方

- ・文部科学省が実施する「医療的ケアのための看護師配置事業」の補助金(補助率1/3)を活用(+)
- ・今後、局内の事業の精査を行う

(5) 事業実施の効果

医療的ケア児の学びが保障される 医療的ケア児の自立が促される 保護者負担が軽減される

(6) 医療的ケアを実施している他市の状況

政令指定都市 14市(横浜市、川崎市、岡山市、熊本市 等)

主な近隣市 藤沢市、厚木市、大和市、海老名市、綾瀬市、平塚市、小田原市、八王子市

第11回 政策会議 議事録

平成30年3月28日

1 城山総合事務所周辺公共施設再編方針について

(説明者：緑区役所副区長、企画部長)

(1) 主な意見等

地域住民との合意形成はできているか。

地域説明会と自治会回覧、緑区ホームページ等による意見募集や、関係団体及び施設利用者に向けた説明会を実施しており、地域住民から理解をいただけるよう取組を重ねてきた。

パブリックコメントを実施しない理由は何か。

複数回にわたる地域・団体等への説明のほか、地域住民の意見募集を経ていることから、市全体としてのパブリックコメントは必要ないと考えている。

施設再編にとどまることなく、時代の変化や地域特性を考慮した中で、再編により市民サービスの向上を図る旨を念頭に置き、丁寧に対応してもらいたい。

承知した。

第一別館の築年数を勘案すると、近い将来、大規模改修や建替が必要になるのではないか。

将来的には大規模改修や建替が必要になると考えられるが、その際に効率的な改修ができるよう、一連の再編を行うものである。

条例の改正においては関係各局とよく連携されたい。

承知した。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

2 小中学校における医療的ケアの体制整備について

(説明者：学校教育部長)

(1) 主な意見等

医療的ケア児の周りにはいる児童生徒に向けたフォローや安全面の教育を行い、障害のある児童生徒に対する理解を深めるような取組が必要と考える。

医療的ケア運営委員会をはじめ、様々な人物が関わることになるので、役割分担や責任の所在について詳細に検討し、整理されたい。

承知した。

医療的ケア児が同一の学校ではなく複数の学校に在籍する場合、看護師は医療的ケア児の在籍状況に応じた配置となるのか。

そのとおりである。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

以 上